

地方公共団体の危機管理に関する懇談会

【第11回会合】

日時：平成19年3月5日（月）  
14時00分～

場所：アルカディア市ヶ谷  
3階 富士（東）の間

配 付 資 料

- 資料1 イスラエルにおける国民保護制度及びミサイル・ロケット攻撃への対応
- 資料2 地方公共団体における総合的な危機管理体制について  
～地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査の結果～
- 資料3 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）について
- 資料4 地方公共団体における国民保護への取組状況について

# イスラエルにおける国民保護制度 及びミサイル・ロケット攻撃への対応

平成19年3月5日

総務省消防庁国民保護室

# 1. イスラエル 国概要

- ・ 建国： 1948年
- ・ 人口： 635万人(ユダヤ人:約80%、アラブ人:約20%)  
参考: 埼玉県705万3,689人(2005国勢調査)
- ・ 面積： 2.2万km<sup>2</sup>(日本の四国程度)
- ・ 宗教： ユダヤ教(76.8%)、イスラム教(15.5%)
- ・ 言語： ヘブライ語、アラビア語
- ・ 国防
  - (1) 国防費： 76.9億ドル(2006年度)(GDP比5.4%)
  - (2) 兵 役： 男子36-48ヶ月、女子24ヶ月
  - (3) 兵 力： 正規軍 16.8万人 予備役 40.8万人
- ・ 安全保障環境
  - 1948年の建国以来、周辺アラブ諸国とこれまで4度に渡り戦争
  - 1991年の湾岸戦争では、イラクから弾道ミサイルを被弾
  - 2006年、南部レバノンに拠点を有する武装勢力のヒズボラからロケット弾を被弾
  - 近年は、国内において、自爆テロ多発
- ・ 国民の安全保障観  
緊張した安全保障環境下で生活しているため、自助意識が高い。

(出典: *The Military Balance 2007* 等)



## 2. イスラエルにおける国民保護制度の概要

### ○ 緊急事態発生時には、国会又は政府は「緊急事態宣言」を発令

#### 【基本法(1992年制定)第38条】

(a)クネセト(国会)は国家が緊急事態にあることを確信した場合、自らのイニシアチブまたは政府の提言に従って、緊急事態が存在することを宣言する。

(c)政府が国家が緊急事態にあり、その緊急性が宣言を必要とすることを確信した場合、クネセト召集前であっても、政府は緊急事態宣言を行う。

### ○ 緊急事態宣言下では、政府に対し、国家防衛等に不可欠な諸活動のために緊急法令を作成する権限が付与

#### 【基本法(1992年制定)第39条】

(a)緊急事態において政府は国家防衛、公安、補給及び不可欠の諸活動のために緊急法令を作成することができる。

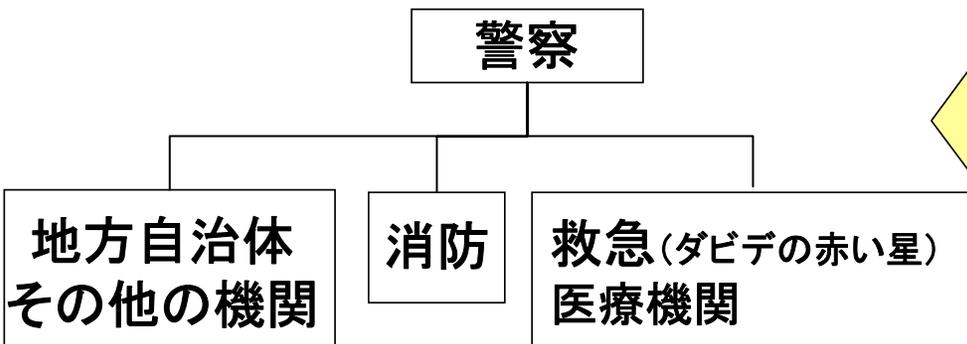
(c)政府は、緊急法令に基づき、別段の定めがない限り、いかなる法律を変更し、あるいは一時的にその効力を停止するとともに、増税又は他の強制的課金を実施することができる。

### ○ 緊急事態宣言の発令により、民間防衛軍(HFC: Home Front Command)が、警察から、国民保護措置の指揮権を継承

### ○ 緊急事態宣言の発令により、地方自治体が国民保護措置の実施に要した費用を国が負担

# 国民保護措置に関する指揮権のイメージ図

## 通常の指揮命令系統

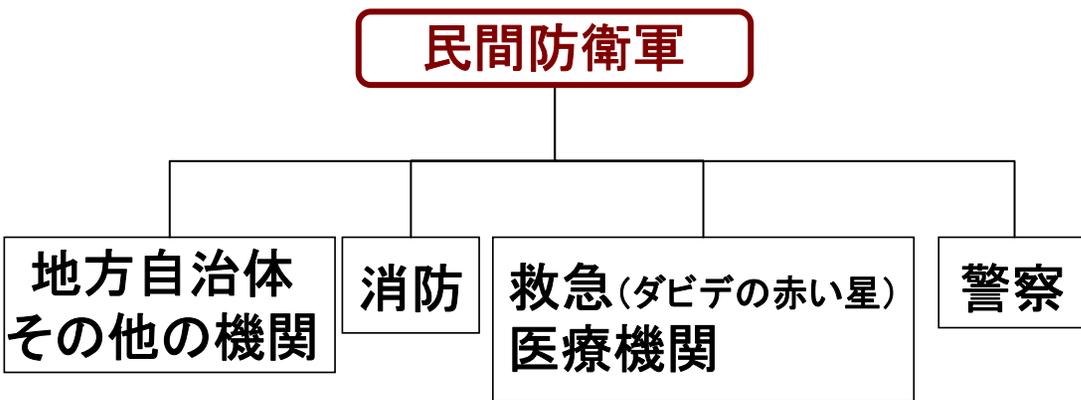


## 民間防衛軍

### 要請に基づいて協力

- ・民間防衛軍は、各緊急対応機関、地方自治体の要請に基づいて、救助隊などを被災地に派遣
- ・派遣された民間防衛軍は、対処に当たり指揮を取る警察と調整

## 緊急事態宣言発令時における指揮命令系統



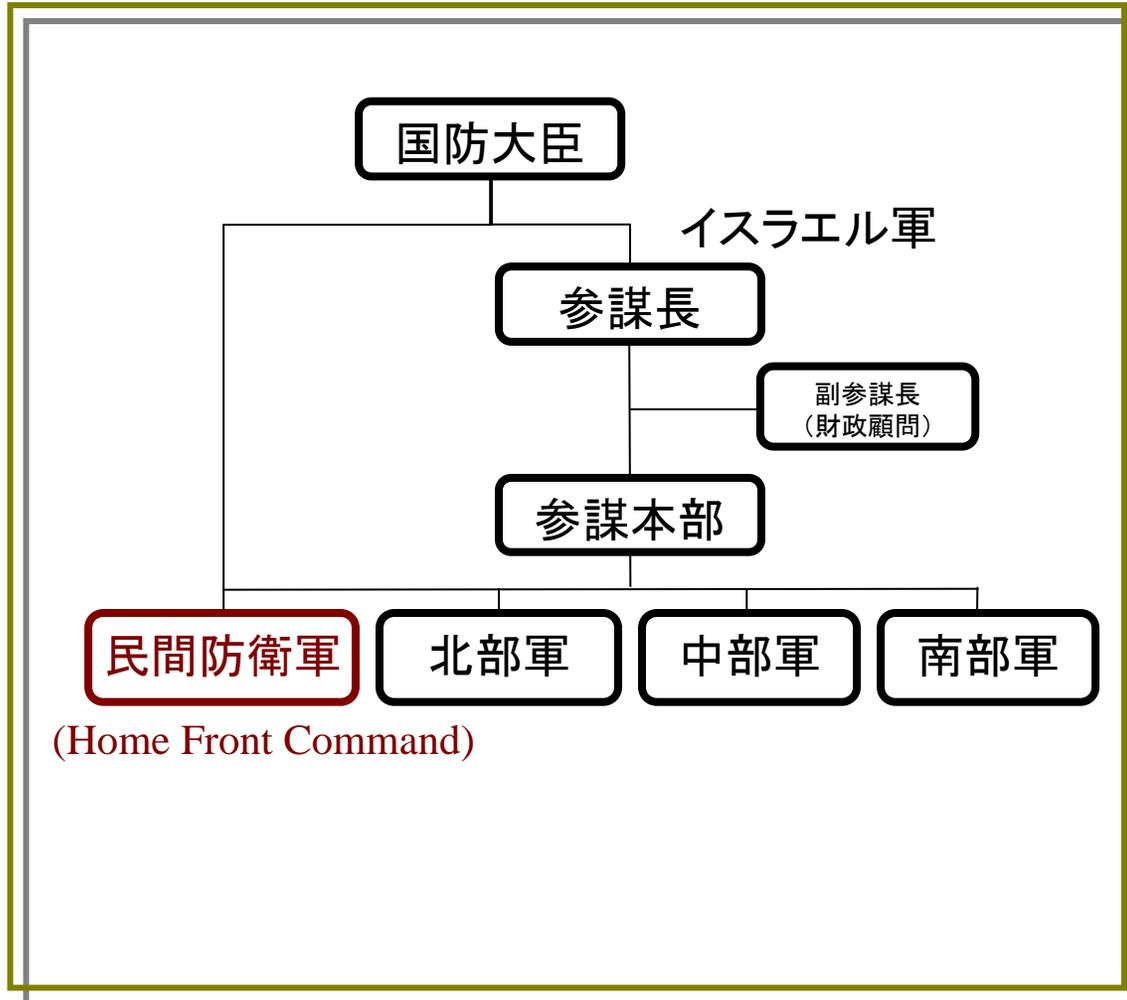
### 民間防衛軍に指揮権が移譲

民間防衛軍が国民保護措置の指揮を執ることから、大幅な予備役の動員が容易

# 民間防衛軍とは(①変遷)

## 民間防衛軍の変遷

- 1948年 民間防衛隊「HAGA」として創設
- 1951年 民間防衛法が制定され、民間防衛隊は、国民保護の対策と被害の軽減、人命救助等を所掌
- 1992年 湾岸戦争後、民間防衛軍(HFC)となり、イスラエル軍に編入。これにより、民間防衛軍は後方にて国民保護を実施し、他の3軍は前線にて侵害排除に当たるという役割分担が明確化



# 民間防衛軍とは(②任務)

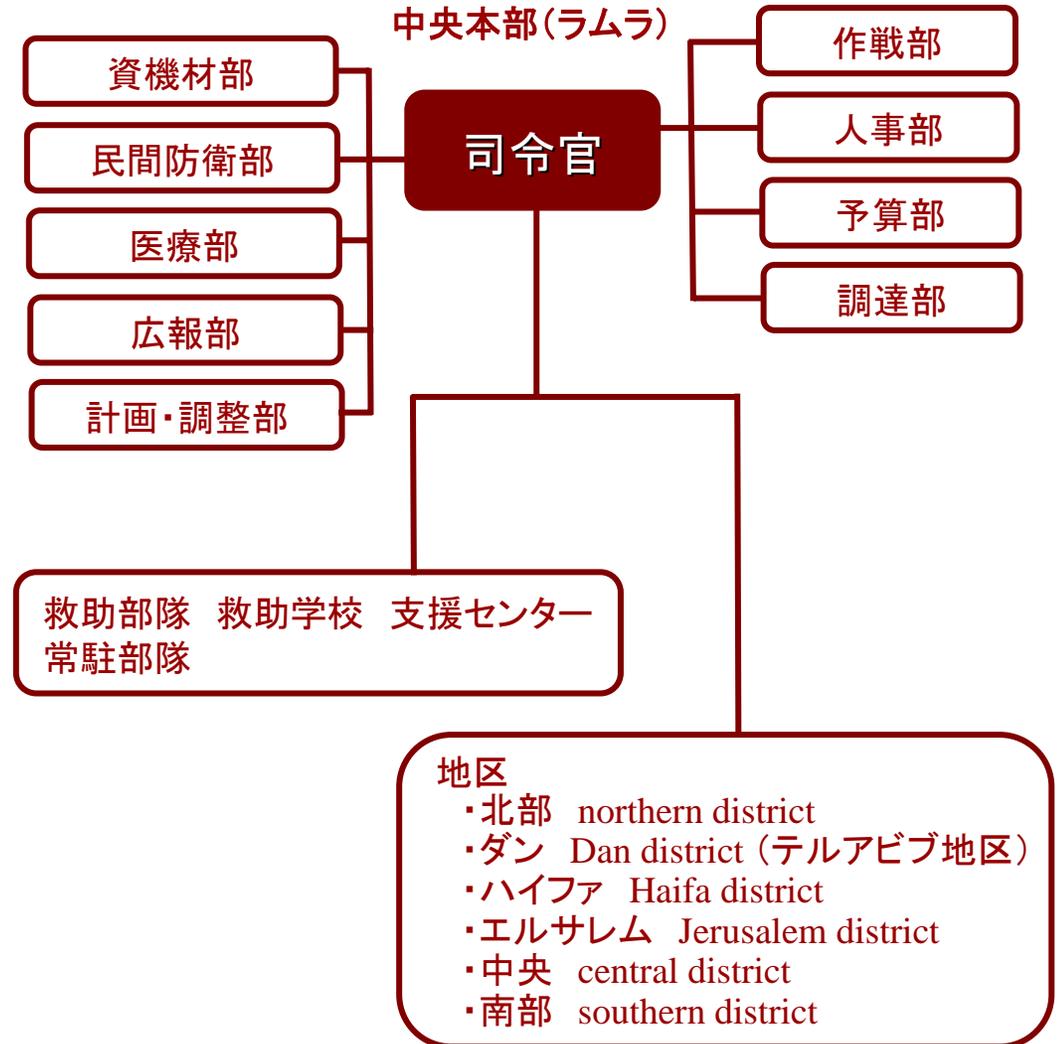
## 組織図

### 平常の任務

- 民間防衛の計画策定・更新
- 救助(特に、NBC災害対応)について常備部隊を置き準備(海外の災害等への緊急支援)
- 避難の実施等について国民への教育・啓蒙
- ガスマスクの備蓄・定期更新
- シェルター建設に際しての審査

### 緊急事態時の任務

- 国民保護措置について関係実動機関を指揮・総合調整
- 国民への情報提供
- 警報の発令
- 避難指示
- 救助活動・NBC災害時の除染



# 民間防衛軍とは(③規模)

- ・本部はテルアビヴ東南のラムラ
- ・主力は予備役
- ・常備数千人、予備役5万人程度
- ・予備役も含め、携帯電話・ポケットベル等により、3時間程度で招集可能

※予備役は、義務兵役終了後、男子は41歳(特殊技能保持者は51歳)まで、女子は結婚又は24歳まで、毎年1ヶ月程度の訓練に参加

## 救助大隊

大隊長

Rescue  
company  
救助中隊

Salvage  
company  
海難救助中隊

Support  
company  
支援中隊

Platoon  
小隊

Platoon  
小隊

## NBC(生物化学放射能対応部隊)大隊

大隊長

Detection  
Company  
検知中隊

Decontamination  
Company  
除染中隊

Support  
Company  
支援中隊

Platoon  
小隊

Platoon  
小隊

### 3. 湾岸戦争におけるイラクの弾道ミサイル攻撃

1990.08.02 イラク軍、クウェート侵攻

1991.01.17 多国籍軍による空爆開始、「砂漠の嵐」作戦の開始

1991.01.18 イスラエル政府は、緊急事態宣言を発令

1991.01.18～

イラクは、イスラエル・サウジアラビアに対し弾道ミサイルを発射(2/25頃まで6週間に渡り攻撃を継続)

1991.2.24

多国籍軍地上部隊、クウェート・イラク侵攻

1991.2.28

多国籍軍、イラクに対する戦闘行動を停止



# 湾岸戦争時のイスラエルにおける弾道ミサイル被害

## 【被弾数】 6週間で約40発(1日1発未満)

- ※ うち、1/18と1/25に8発ずつ
- ※ サウジアラビア等他地域分を含めると80発程度発射
- ※ ほぼ全土に着弾したが、特に、人口260万人のテルアビブ都市圏域に集中(24発、2日に1発程度)

## 【弾頭】 全て通常弾頭

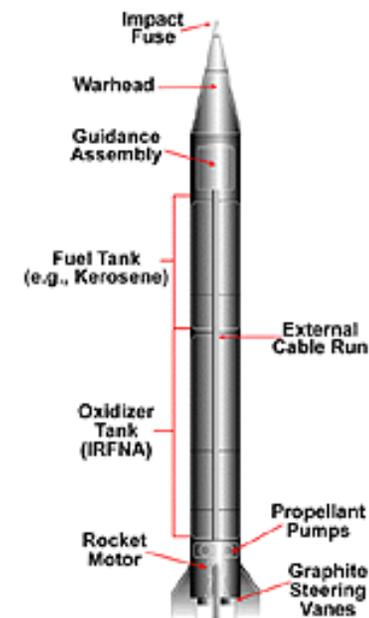
- ※ 当初は、弾頭に化学兵器が搭載される懸念もあったが、結果として、全て、通常弾頭であった(250kg~500kgのペイロードといわれる)。

## 【死傷者数】 死者2名、負傷者200名強

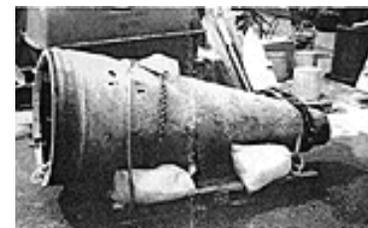
- ※ このほか、心臓発作による死者5名、ガスマスクの取扱ミスによる死者が7名、恐怖による精神障害を受けたものが約500名いたとされる。

## 【建物被害】 6,000強の家屋、1,300のビルが被災

- ※ 通常兵器(TNT)であったこと、火気使用の自粛のため、火災被害は少ない(ガス引火による爆発はあったとの報道。)



↑ 米国国防総省HPより↓



セキュリティアン平成10年11月号より→

# 湾岸戦争時のイスラエルへの弾道ミサイル対応

## ① 緊急事態宣言の発令(1991.1.18)

## ② 警報の発令

米軍の早期警戒情報に基づき、政府は、全土に、サイレン、テレビ、ラジオで国民に警報を発令(当初、発射4分後、途中から発射直後に警報)

※ 現在は、弾道ミサイルが発射された場合、全土を10地区に分け、地域を限定して警報を発令

## ③ 住民への指示

全土に、厳しい灯火管制と外出制限、特に夜間は家に留まるよう指示。  
学校は2週間程度閉鎖。輸送・交通機関等の基幹産業は4日間停止  
なお、電気、水道、電話等のライフラインは継続

## ④ 住民の対応

警報を受けた住民は、密室性の高い部屋やシェルターに避難し、ガスマスクを着用  
(政府は全国民にガスマスクを配布)

※ 可能な限り外気から遮断するために、部屋の窓や扉の隙間にシールを貼るよう  
勧告 (多くの住民は「浴室」をシェルターとして代用)

※ 湾岸戦争後、全ての家屋等へのシェルターの設置が義務化

## 4. 昨夏のロケット攻撃の経緯及び被害状況

7月12日 戦闘開始。イスラエル・レバノン国境付近でヒズボラがイスラエル軍を襲撃(イスラエル軍兵士8名を殺害、2名を誘拐、イスラエル北部にカチューシャ・ロケット22発を発射)

イスラエル軍は、レバノン南部を空爆

7月16日 初めて中距離ロケットが発射され、ハイファに着弾、8名が死亡(警報鳴らず)

8月 4日 イスラエル中部ハデラにまで長距離ロケットが着弾(今戦闘中、最長飛距離)

8月11日 国境に国連軍の配備等を定めた国連安保理決議1701が採択

8月13日 北部に250発超の短距離ロケットが着弾(今戦闘中、1日当たり最多の着弾)

8月14日 停戦

### ◆ ロケット攻撃によるイスラエルの被害状況

死者：民間人43人(軍人116人)

負傷者：民間人2,675人、精神的な傷害:1,985人(うち心臓発作で3人死亡)

避難：約50万人(北部の人口の約半数)が自主避難

着弾：約3,500発のロケット弾が着弾(イスラエルに向け約4,000発のロケット弾発射),北部地域に集中

経済的被害:

- ・ 北部地域では、約7割の会社が休業
- ・ 観光客減:戦闘期間中、2億3千万ドルの利益喪失見積もり
- ・ 戦争関連経費:48億ドル超
- ・ 被害見積もり額:11億ドル

(出典: BBC News 等)

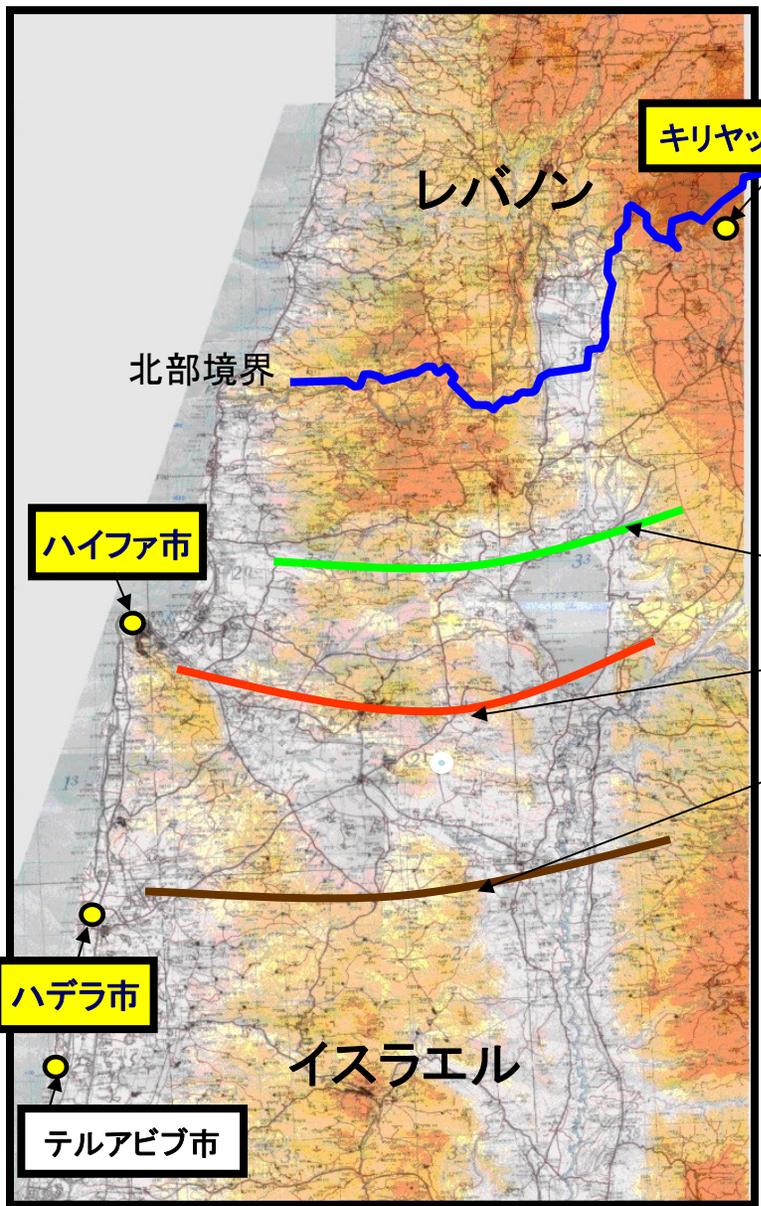
# ヒズボラ概要

- レバノンにイラン型イスラム共和国の樹立を目指すイスラム教シーア派の民兵組織。アラビア語で「ヒズボラ」は「神の党」の意味
- 1982年、イスラエル軍によるレバノン侵攻の際、イランの革命防衛隊の支援を受けて結成
- 勢力規模: 3,000~5,000人
- 同じシーア派のイラン及びシリアと関係が緊密で、報道では、両国からロケット等の装備品を入手
- レバノン南部及びベカー高原を占拠
- レバノンの国政選挙に参加。2000年、敵対していたイスラエル軍がレバノン南部から撤退したことから、レバノン総選挙において、議席を9議席から12議席に拡大、2005年からは連立政権に参加
- レバノン南部で、貧困者向けに学校(9カ所)、病院(3カ所)、診療所(13カ所)を経営、貧困者層からの強い支持
- 過去にレバノン国内において、米海兵隊兵舎(1983年)や米大使館への自爆テロ(1984年)を実施、米国務省はテロ組織に指定

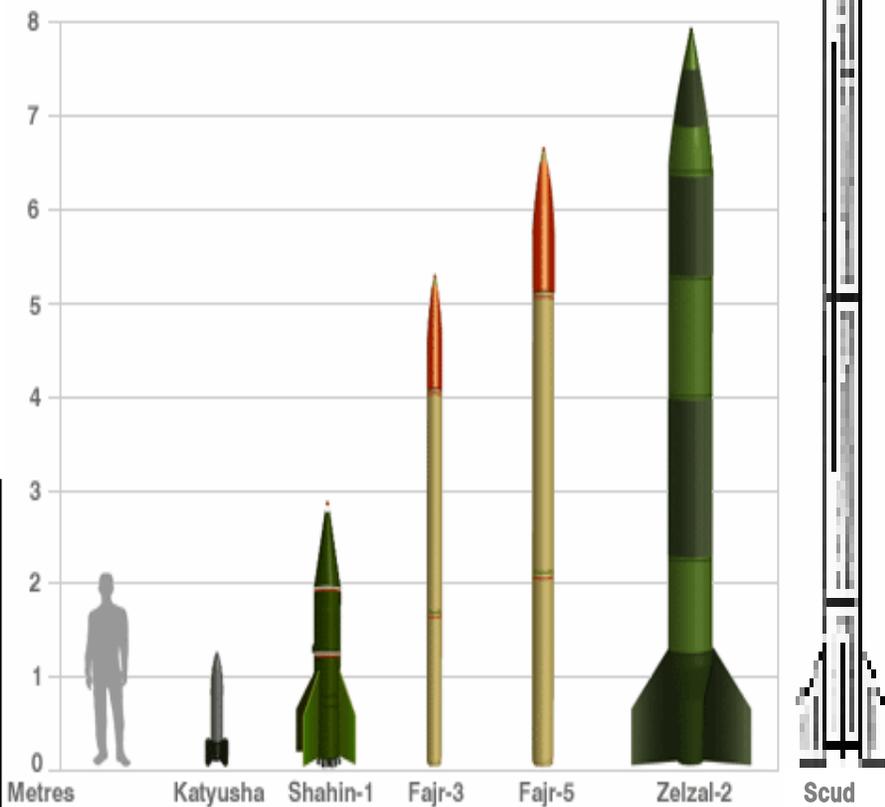
ヒズボラ活動拠点



# 兵器関連(ヒズボラのロケット等)



- カチューシャ (射程 25 km)
- ファージャ-3 (射程 43 km)
- ファージャ-5 (射程 75 km)



SOURCE: GlobalSecurity/FAS

	射程	積載火薬重量
カチューシャ (改良版)	25km (30km)	6.4kg (6.4kg)
ファージャ-3	43km	45kg
ファージャ-5	75km	90kg
ゼルザル	210km	400kg
スカッド	300-500km	350-500kg

※弾頭には多数の子弾(直径6mm鉄球)が内蔵

出典: ジェーン年鑑等

# 飛翔するカチューシャロケット



出典：イスラエル北部警察本部資料

## ロケット攻撃の威力

カチューシャロケットなどに入っている、散弾のような小さな鉄（ダビデの赤い星にて）



ロケット攻撃を受けた壁（ナハリヤ市）

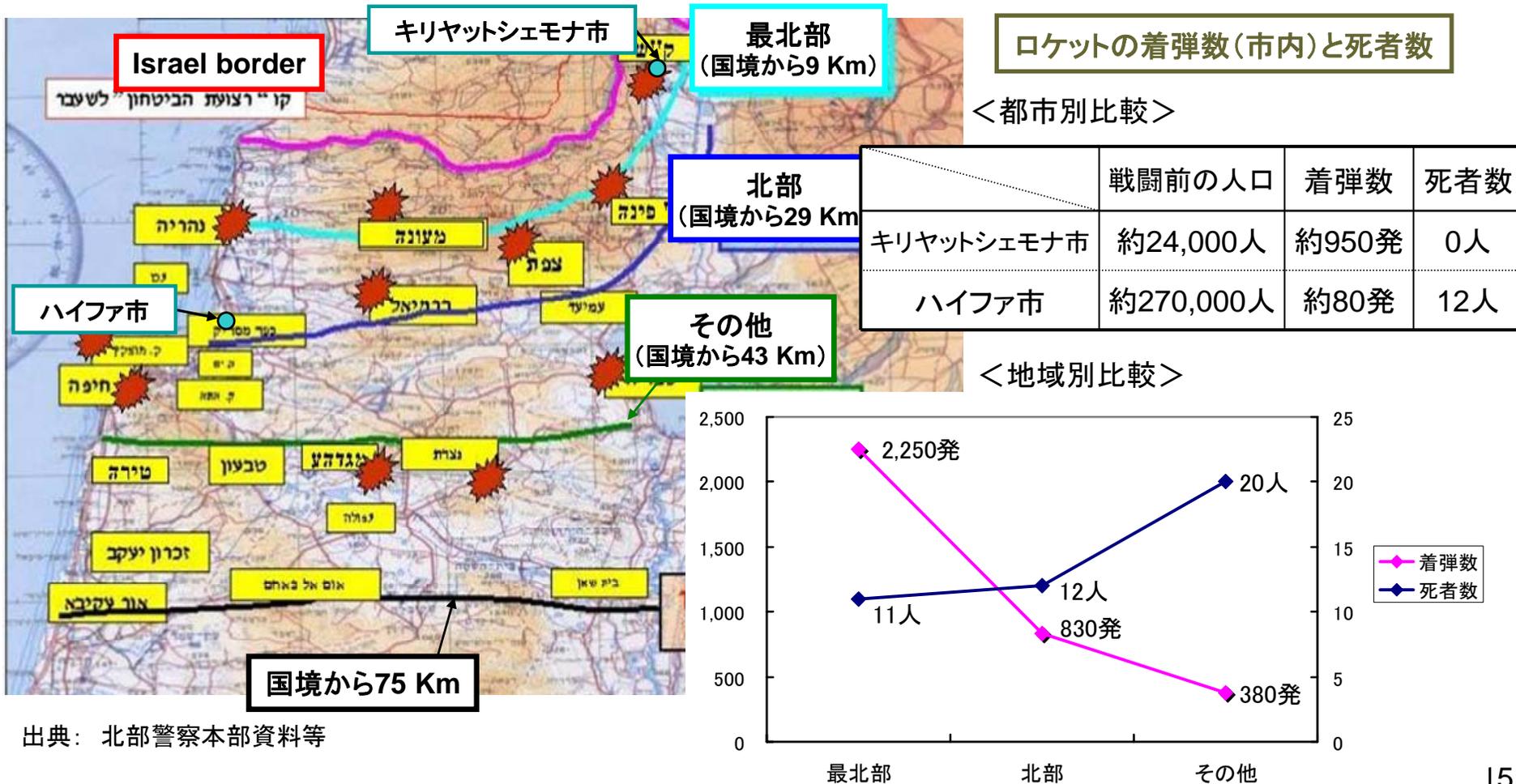


ロケットの直撃を受け破壊された倉庫（カルミエル市）



# 5. 昨夏のロケット攻撃におけるイスラエルの対応

- 昨夏のロケット攻撃では、約3,500発のロケットがイスラエルに着弾し、民間人43人が死亡(心臓発作による死亡3人を含む。)
- ただし、地域別ロケット弾着弾数と、死者発生数は比例せず



# (1) 緊急事態宣言の発令

- ◆ 昨夏のヒズボラからのロケット攻撃においては、湾岸戦争時とは異なり、イスラエル政府においては、緊急事態宣言を発令せず
- ◆ 緊急事態宣言の発令については、以下の諸点が考慮された模様

## 緊急事態宣言発令により期待された効果

- 政府は、北部住民に対し、中部及び南部への避難(疎開)命令が可能
- 指揮権が民間防衛軍に移譲されることから、民間防衛軍のマンパワー及び施設を活用することにより、北部住民の中部及び南部への避難(疎開)が容易に

## 緊急事態宣言発令により懸念された悪影響

- 民間武装勢力に過ぎないヒズボラからの局地的な攻撃に対して、緊急事態を宣言することは、国家としての体面を失墜
- 事実上の「宣戦布告」を行うことは、ヒズボラを刺激し、攻撃が激化するおそれ
- ヒズボラはイランの「傀儡」と目されることから、周辺国際関係を著しく緊張化
- 国内経済の停滞  
(戦争の開始を内外に明確にすることによる株価の暴落、投資の減少、観光客の減少等の誘発や北部住民の避難(疎開)による生産力の低下の懸念)
- 政府は、地方自治体が実施する国民保護措置について費用を負担

## (2) 民間防衛軍による国民への退避勧告

- ◆ 民間防衛軍は、屋内退避等の勧告を、ヒズボラからロケット攻撃を受ける直前から発出
- ◆ 地域別に異なる勧告を発出(ロケット攻撃の切迫度を考慮した模様)

### 最北部地域(キリヤット・シェモナ周辺地域等)

- 自宅のシェルター内にとどまること
- 洗濯等生活に必要な最低限の場合を除き、シェルター外に出ないこと
- シェルター外で警報を聞いたたら、近辺のシェルターに退避すること

ロケット攻撃の切迫度が高いと判断された模様

### 北部地域(ハイファ/ティベリアス周辺地域等)

- (シェルター内で長期間生活することは健康に害を及ぼすことから)シェルターの中に待避し続けないこと
- 自宅のシェルターの近くにいること
- 郵便、銀行、薬局等、日常生活に不可欠な仕事に従事する者は、職場に防護室がある限り、出勤すること
- 警報を聞いたたら、近辺のシェルターに退避すること

ロケット攻撃の切迫度は相対的に高くないと判断され、日常生活の継続が優先された模様

### 他の地域

- 通常的生活を続けること
- 警報を聞いたたら、近辺のシェルターに退避すること

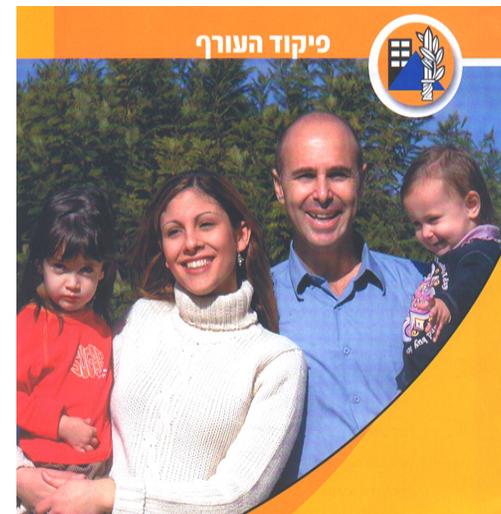
日常生活の継続が優先された模様

**民間防衛軍は平素から国民に冊子を配布**  
**In the event of a genuine alert**  
**Information on Civil Defense for the Family**

**【主な記載内容】**

**・サイレンを聞いた場合の対応**

- ①緊急サイレンであることの確認
- ②火器類等の使用停止
- ③窓やドアの閉鎖
- ④防護スペースへの移動
- ⑤テープ類による隙間の封鎖
- ⑥ガスマスクの装着
- ⑦ラジオ又はテレビの聴取



**・シェルターがない場合の防護スペースの確保の方策**

- ①部屋の選択（適度の広さを有し、外壁との接点が可能な限り少ない、一つのドアと窓しかない、爆風に弱い大きな窓がないという条件を満たす部屋を選択）
- ②窓の補強、窓の密封（一定の厚みのプラスチックの粘着シート等により窓の補強や密封を行い、防護を強化）
- ③ドアの密閉（ドアの隙間や鍵穴にテープを貼付、ドアと床の隙間に濡れたタオルを敷く）



このほか、緊急時における子供の取扱い方、防護スペースの管理事項、ガスマスクの取扱い方等について記載

# 防護マスク



一般防護マスク  
成人用(8歳以上)



低圧圧縮装置付防護マスク  
呼吸器系の疾患や顔にひげのある者が使用



幼児用防護ずきん



乳児用防護キット

### (3) 警報(サイレン)の発令

- ◆ 7月16日の北部ハイファ市への中距離ロケット攻撃に際しては、着弾前に警報を発令することができず、8人が死亡
- ◆ 昨夏のロケット攻撃では、最北部キリヤット・シェモナ市では1,000発超のロケット攻撃に対し死者は0人だったが、北部ハイファ市では100発未満のロケット攻撃に対し死者は12人(都市別では、死者数最高)
- ◆ 警報の発令に当たって、迅速性と正確性のバランスが考慮された模様

カチューシャロケットは、発射から平均約20～30秒でイスラエル北部に着弾

#### 【迅速性重視】

住民のシェルターへの避難時間を確保するため、着弾前に警報(サイレン)を発令することを重視する場合、発射されたロケットの軌道を確認する時間が短く、着弾予想地点を正確に予測することが困難であり、広範囲に渡って警報を発令する必要があることから、「空振り」となる地域が増加

#### 最北部地域

- ・ 迅速性を重視し、着弾前に警報を発令
- ・ 着弾予想地点から離れたところに着弾するケースが多数
- ・ 1日中サイレンが鳴り続ける場合もあり
- ・ 住民にとっては、夏の日中におけるシェルター内での苦しい生活

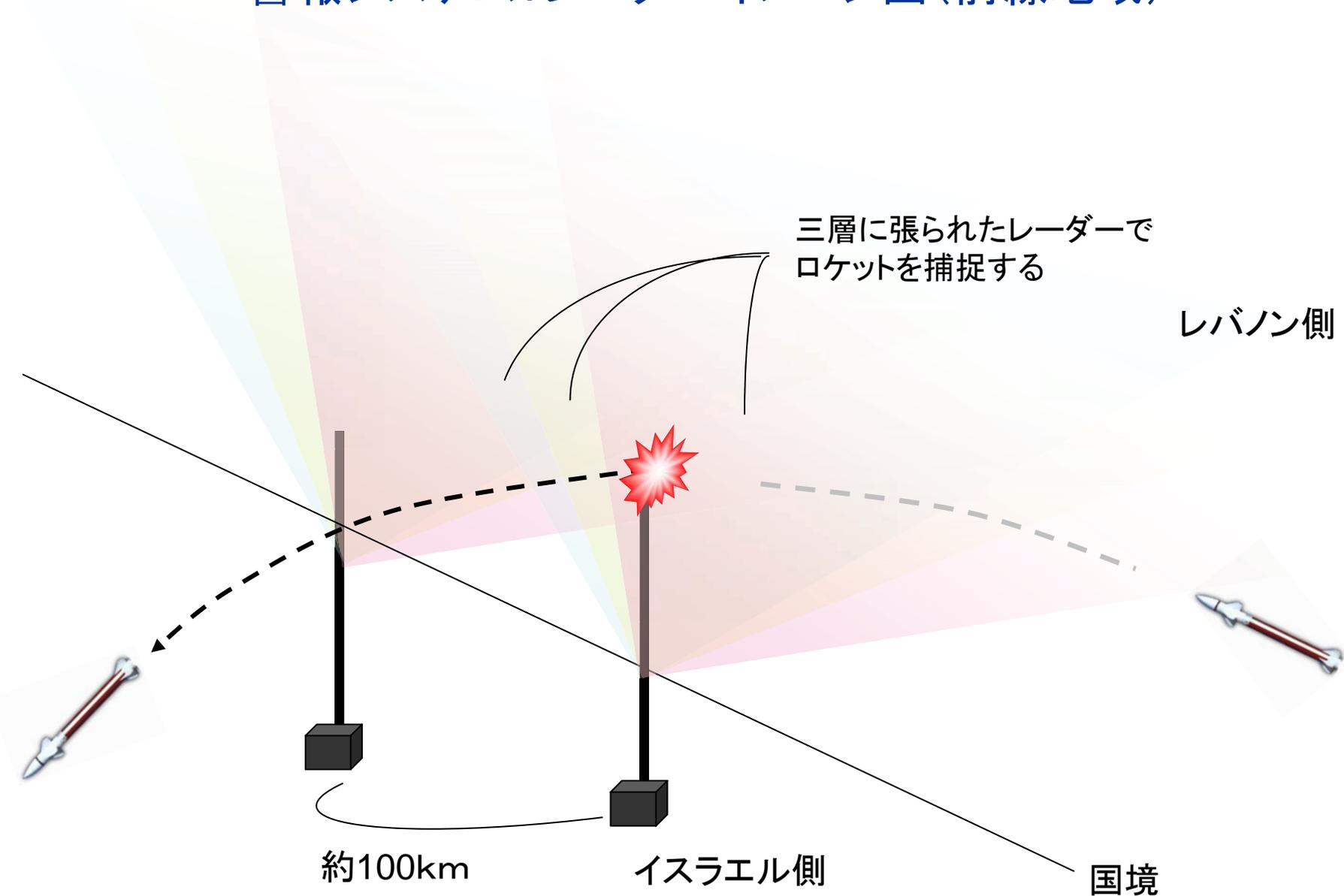
#### 【正確性重視】

住民の日常の生活を混乱させないため、着弾地域を正確に予測し、狭い範囲に警報(サイレン)を発令することを重視する場合、発射されたロケットの軌道を確認する時間を十分にとる必要があることから、警報の発令は着弾直前、場合によっては、着弾後となる可能性が増大

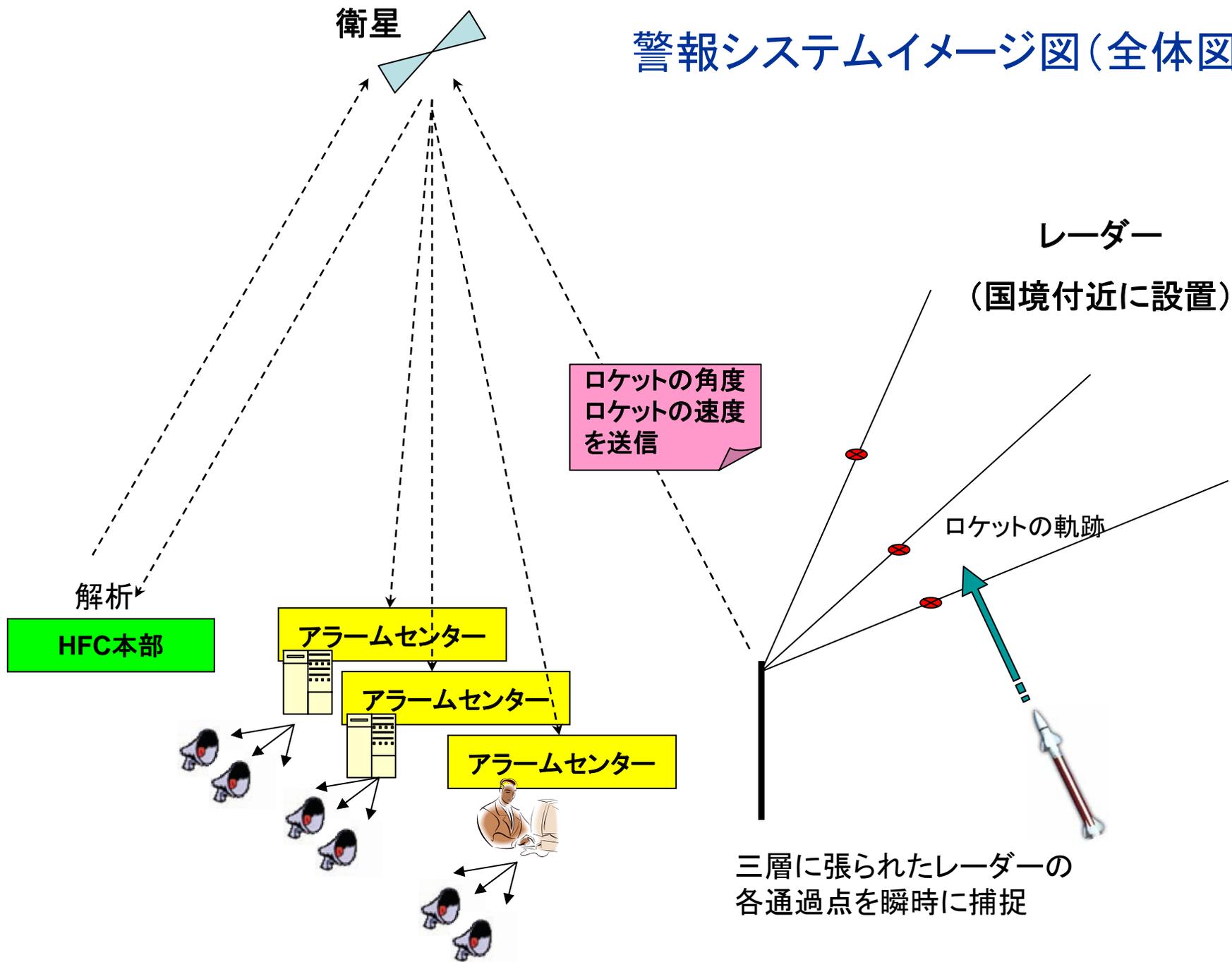
#### 北部地域(ハイファを含む。)

- ・ 正確性を重視し、警報が限定され、住民はほぼ通常とおりの生活
- ・ しかし、初めてロケットが着弾した日に警報が発令されず8名が死亡

# 警報システム:レーダーイメージ図(前線地域)

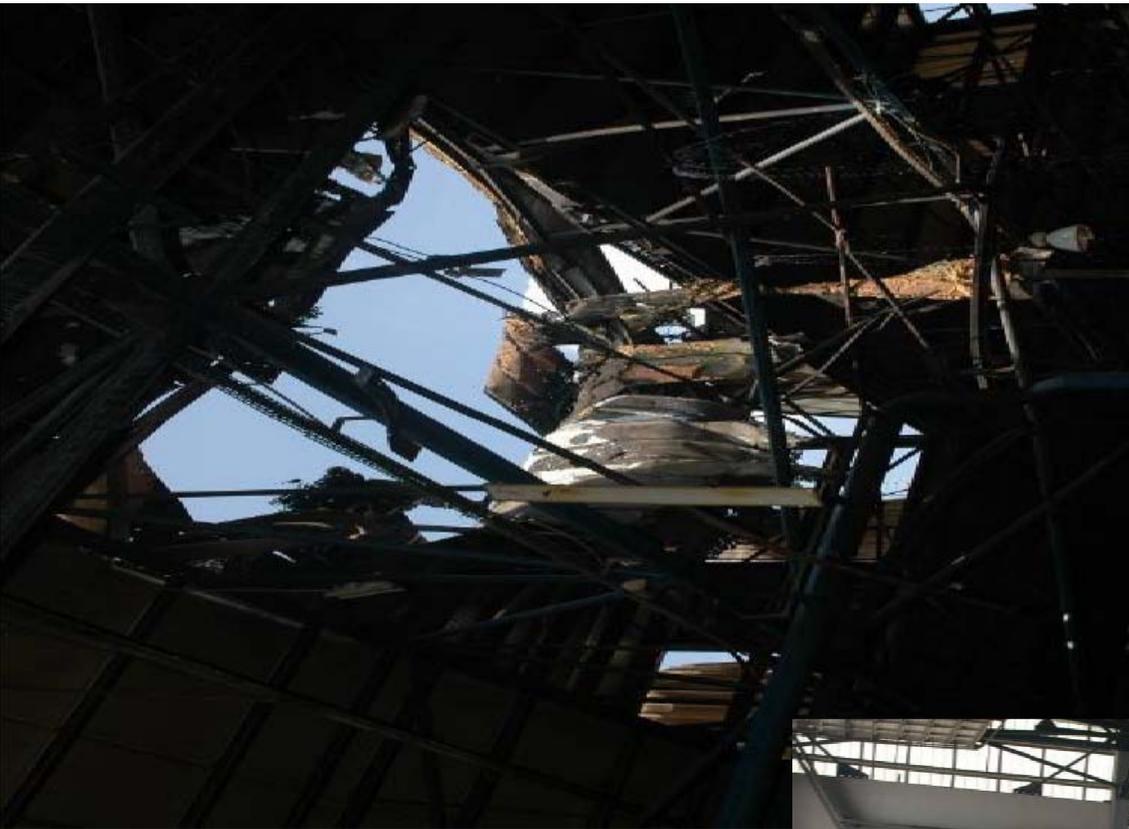


# 警報システムイメージ図(全体図)



# 7月16日 ハイファ市の被害現場

中距離ロケット攻撃を受けた  
列車倉庫の天井



警報が間に合わず、8人が死亡。  
警察等が現場検証



出典：イスラエル北部警察本部資料等

## (4) シェルター

- ◆ 昨夏のロケット攻撃では、ロケット攻撃が集中した最北部ではなく、北部や中部において死者が多数発生
- ◆ ロケットが通常弾頭だったこともあり、シェルターの普及率が高い地域では、死者は少数(1,000発超の最大数のロケットが着弾したキリヤット・シェモナでは死者なし)

- イスラエル政府は、湾岸戦争後、シェルターの普及を推進
- 地方公共団体に公共シェルターの設置を義務づけ
- 避難時間を短縮するため、全ての家屋及び事業所にシェルターの設置を義務づけ(違反者は、3ヶ月以下の禁固又は75ポンド以下の罰金)
- シェルター設置に要する費用は税控除

### 【市民防衛法】

#### 第12条

- (a)-1 地方公共団体は、適切な数のシェルターを適切な場所に設置するとともに、常に使用できるよう当該シェルターを管理しなければならない。

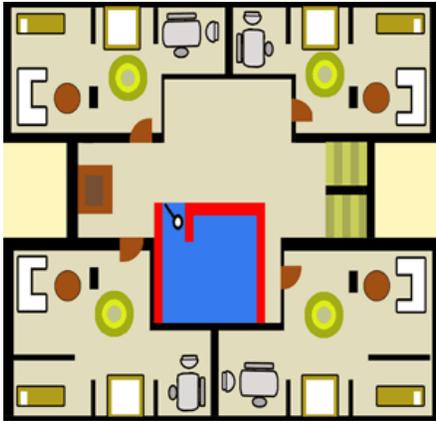
#### 第14条

- (a) 家屋として使用される全ての建物内または隣接部にシェルターを設置しなければならない。
- (b) 全ての事業所施設内又は隣接部にシェルターを設置しなければならない。

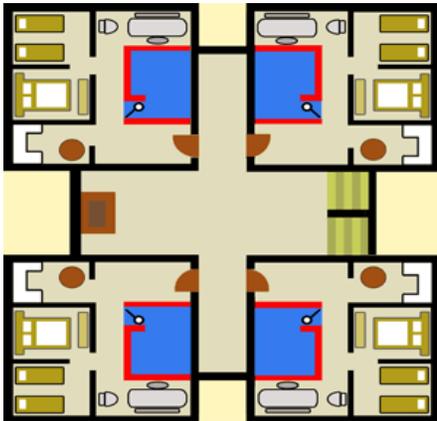
### イスラエルにおけるシェルターの普及状況

- 最北部では、概ね各家屋(各フロアー)、各事業所に設置済、公共シェルターも多数(着弾数最多のキリヤット・シェモナ市では、死亡者なし)
- それ以外の地域では、湾岸戦争前からの家屋等のシェルター設置に遅れ

# 屋内密閉シェルターのイメージ



アパートの共有シェルター  
4世帯まで共有可能  
各部屋から均等な距離  
外壁から一定の距離



アパートの個別シェルター  
外壁から一定の距離



- ・外開きの防弾ドア、防弾窓
- ・換気とフィルターシステムを設置
- ・ガスマスクの装着は不要のため、シェルター内では日常生活が可能



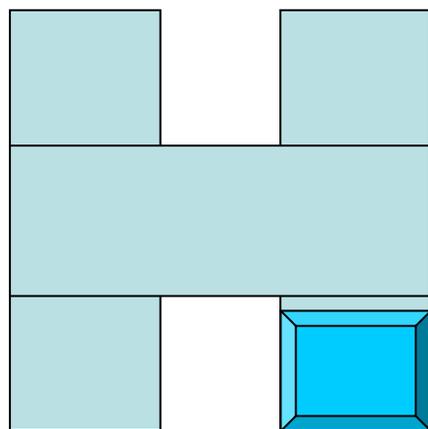
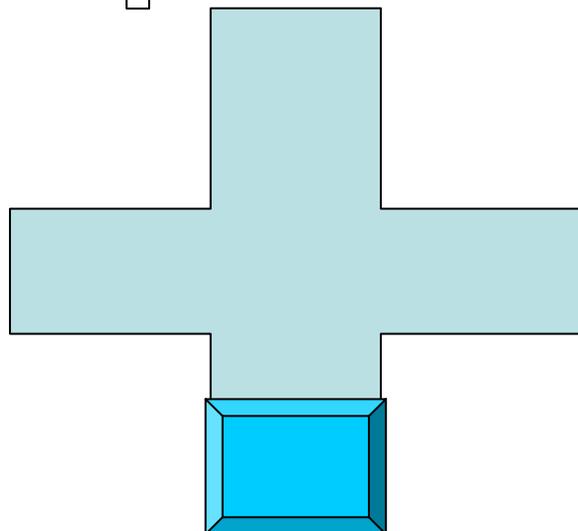
# キリヤット・シェモナ市のシェルター

公共シェルター	公共シェルター	防護室
		
<p>簡易シェルターと呼ばれる コンクリートで覆われた ボックス形状のもの</p>	<p>地下シェルター(入口)</p>	<p>アパート設置の防護室 (右下)</p>

- 備考:
- ・シェルター完備により死者0人(1,000発超のロケット着弾)
  - ・シェルター内に避難できれば基本的に安全
  - ・シェルターへの避難訓練の積み重ねにより住民は冷静に避難
  - ・しかし、シェルター内での備蓄が少なく、戦闘の経過により物資が不足
  - ・夏の日中におけるシェルター生活の苦しさ

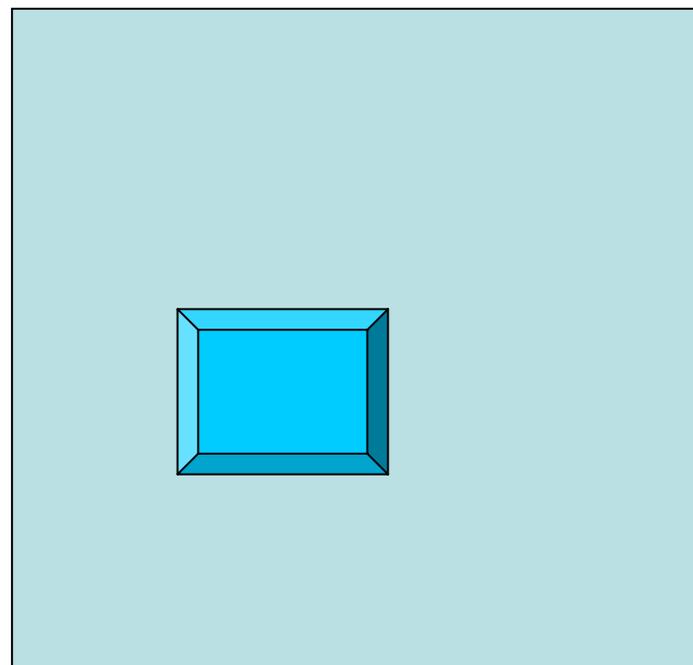
キリヤット・シェモナに見られたアパート内シェルター

↑ 北側(レバノン)



高層ビル等に設置が義務付けられている建物内のシェルター

建物を  
上から  
見た図



## (5)メンタルケア

- ◆ 昨夏のロケット攻撃では、1,985人が精神的に傷害(うち3人が心臓発作で死亡)
- ◆ 民間防衛軍では、湾岸戦争での経験等を踏まえ、以下の内容を国民に指示
- ◆ 精神的な傷害については、事前に十分な準備をしていても、発生を抑えることは困難であることから、PTSD(心的外傷後ストレス)の防止等長期的なケアが必要

### 「北部国境での緊張激化により増大したストレスの緩和方法」

- 不安を抑えるために
  - ・ 会話をする: 家族や友人との会話を避けると、不安が増大する。
  - ・ 泣く: 感情を抑えて泣かないよう努力すると、緊張感が高まる。
  - ・ 睡眠を十分にとる。
  - ・ 仕事や勉強等の日常生活を維持する。
- 子どもへの対応
  - ・ 幼児の場合は、腕に抱く等のスキンシップに心がけ、甘い飲み物等を与える。
  - ・ 子どもが泣いても無理に泣きやませることはしない: 泣くことは緊張感を緩和させる為の自然な反応である。
  - ・ 最新の情報で質問に答える。
  - ・ 「戦争はすぐに終わるよ」等の約束はせず、軍と政府が適切に対応している旨答える。
  - ・ 子どもを楽しませるために、おもちゃを与える。

# 地方公共団体における 総合的な危機管理体制について

～地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査の結果～

平成19年 3月 5日

総務省消防庁 国民保護室

# 地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査について

## ◆ 調査の趣旨

○各地方公共団体は、自然災害や国民保護事案はもとより、感染症、各種の事故、テロ等、様々な危機管理事案に対して的確に対応する必要。

➡ 消防庁において地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備について検討。

○そのため、実態調査により、地方公共団体における危機管理体制の現状や危機管理体制の充実・強化に関する先行的な取組を把握。

## ◆ 調査基準日等

調査基準日：2006年10月 1日

## ◆ 調査対象団体

各都道府県

各指定都市、各道府県庁所在の市(指定都市を除く)

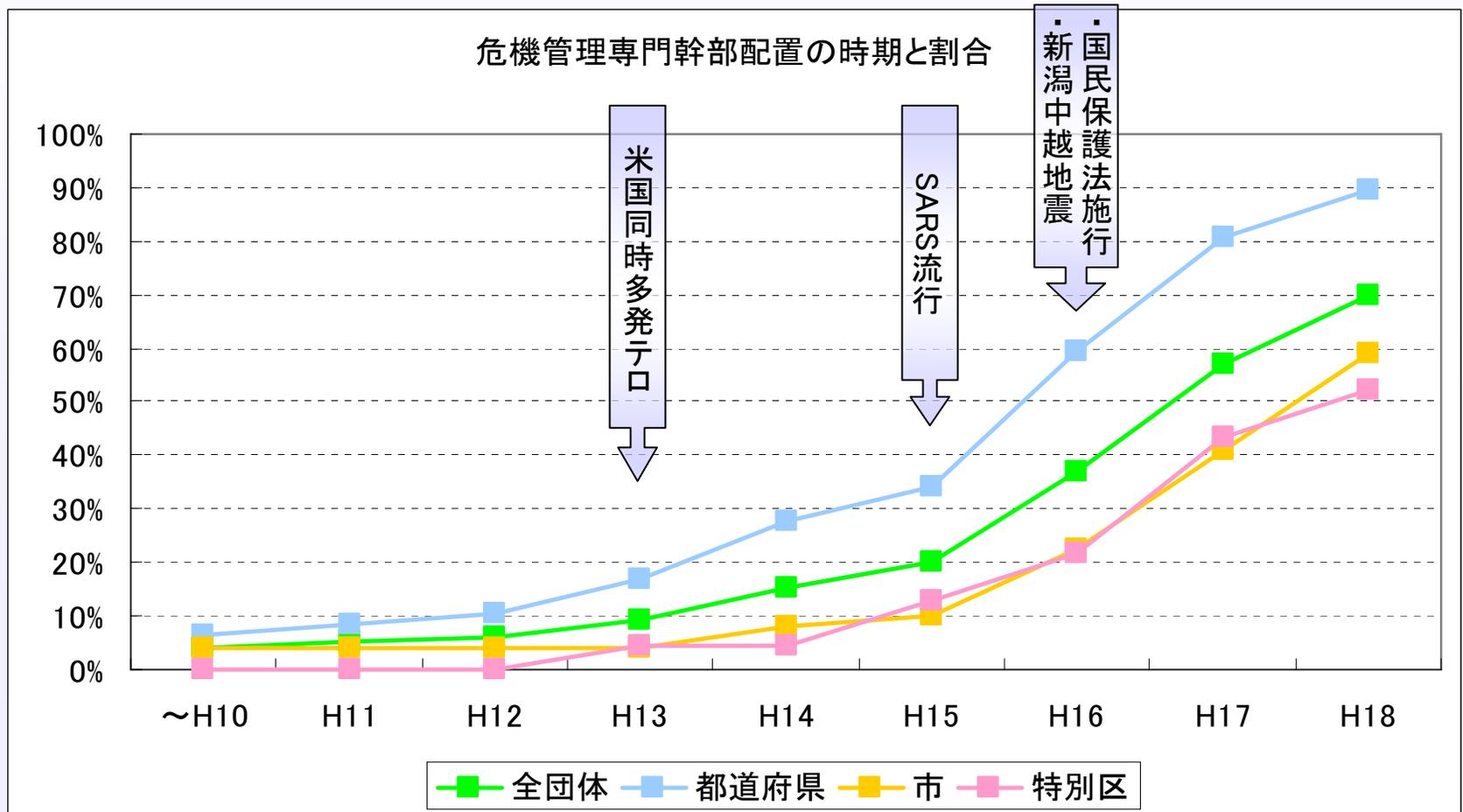
各特別区

全119団体

# 危機管理専門幹部※の配置状況

※…「危機管理監」など、部(局)次長級以上の幹部で、首長を補佐する危機管理対応を主たる業務として担当する専任職員

- 都道府県においては、90%近い団体において危機管理専門幹部を配置。
- 阪神淡路大震災等の大規模災害、米国同時多発テロやSARS患者来日事案等を踏まえて、また東海・東南海・南海地震への備えとして、配置を行った団体が多数。



## 危機管理専門幹部の配置についての取組の具体例

### ◆ 埼玉県

- ・危機管理体制の強化を図るため、平成17年4月1日より、危機管理と防災を所管する「危機管理防災部」が設置され、「危機管理防災部長」を配置。
- ・行政組織規則で、危機管理防災部長は、危機が生じた場合又は発生するおそれがある場合において、知事が指定する事務に限り、部長その他の職員を指揮監督する旨を明確に規定、部局横断的な危機事案に対応できる体制に。

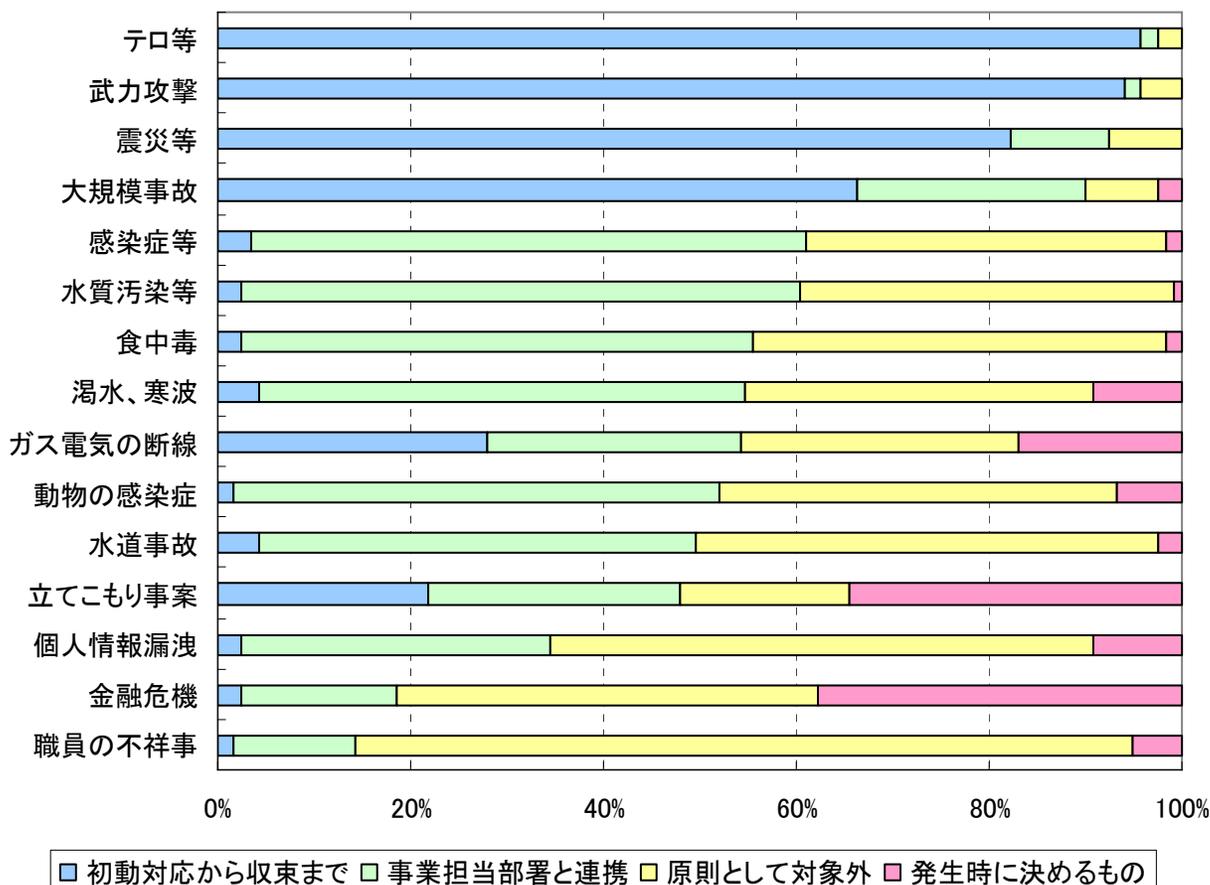
### ◆ 佐賀県

- ・県民、県庁に関わる様々な危機事案に関する情報を集約し、総合的な観点から状況を判断し、一元的な危機管理体制に移行すべきと判断した場合は、知事に代わって体制を整え、対応方針の決定や報道対応等を行うため、平成16年4月の組織改編により、部長級の「危機管理・報道監」を新設。
- ・所管する課が明確でない場合や全庁的な対応が必要な場合においても、危機管理・報道監の判断により、迅速な初動体制の確保が可能に。

# 危機管理担当部署※の所掌する事案

※…全庁的又は部局横断的な取組を行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、一義的に全庁的な連絡調整を担当することとされている部署(概ね「課(室)」に相当する組織)

危機管理担当部署の所掌する事案(全団体)



○国民保護事案、自然災害、大規模事故については、危機管理担当部署が事案発生から収束時に至るまで一義的に所掌することとしている団体が大半。

○ガス・電気の断線や立てこもり事案についても、20%前後の団体において、危機管理担当部署が一義的に対応。

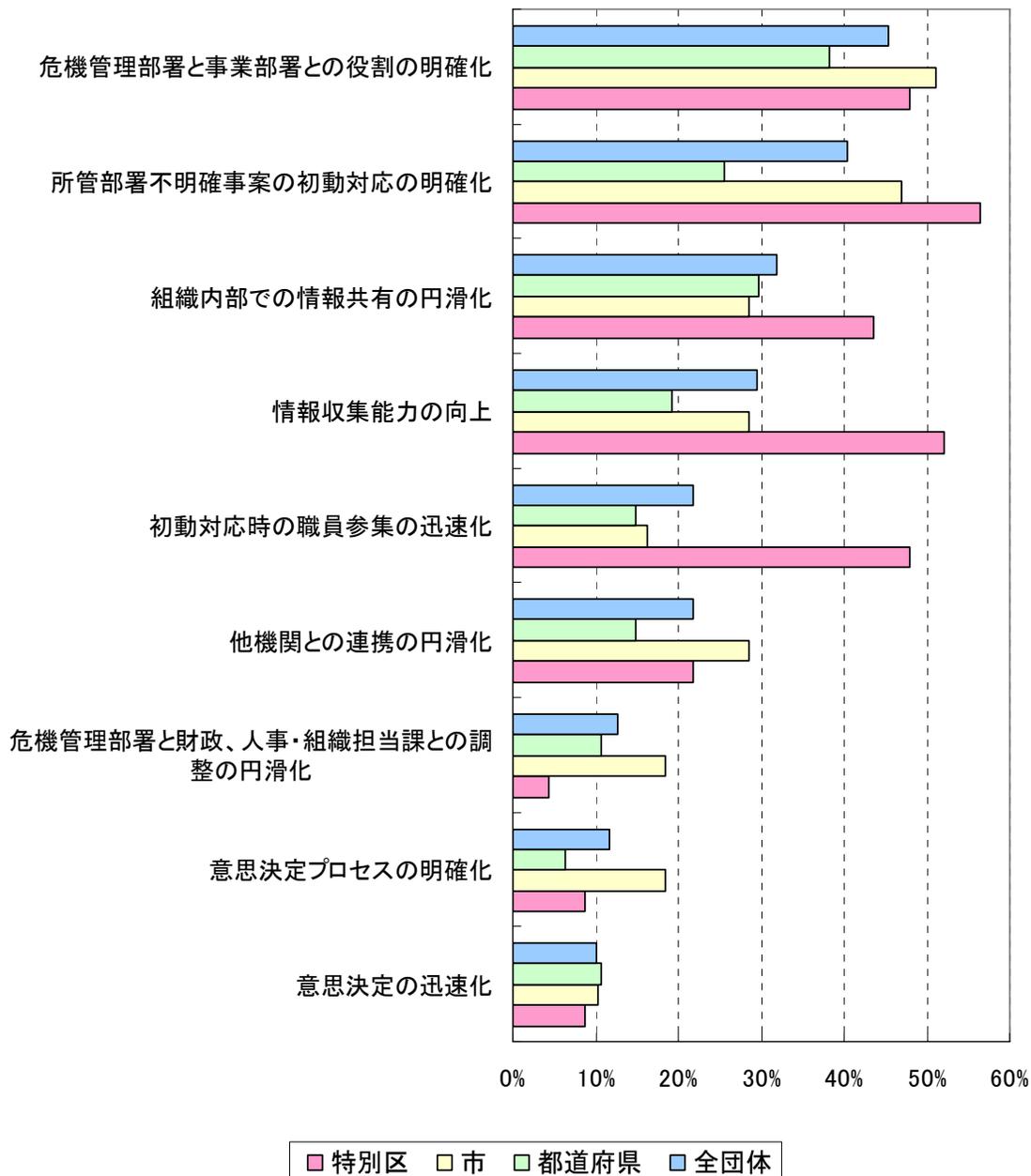
○ほとんどの事案において、初期対応は事業担当部署が行うとしても、その後必要に応じて危機管理担当部署が対応に関与する団体が過半数。

# 危機管理組織について 改善の余地があると 認識されている内容

○「所管部署が不明の場合の初動体制」や、「危機管理部署と事業部署の役割の明確化」等、団体内部での役割分担に問題意識を有する団体が多数。

○「情報収集能力の向上」、「職員参集の迅速化」については、特別区で特に意識。

改善の余地があると認識されている内容

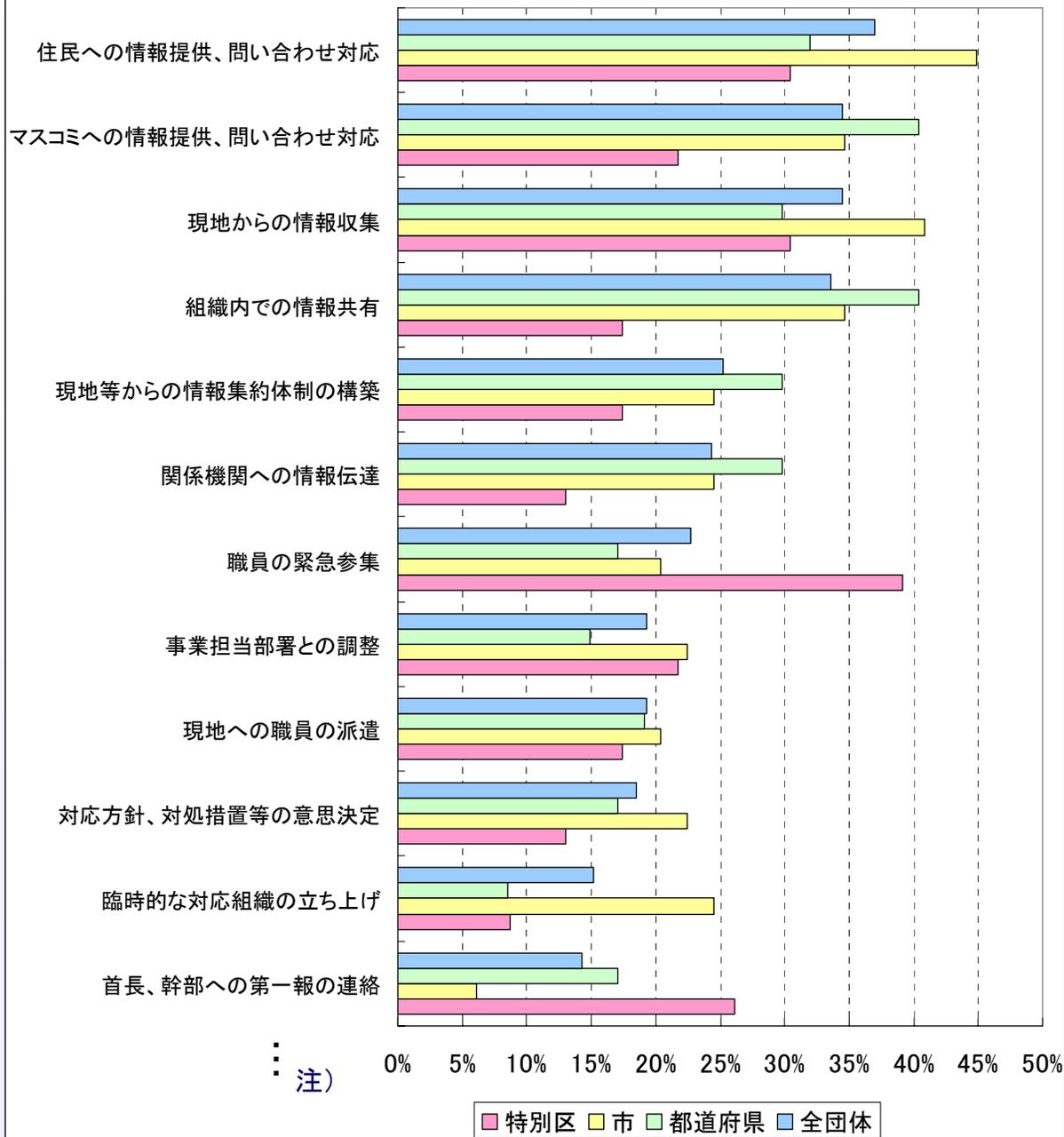


# 実際の危機管理 事案に際して 課題が残ったと 認識されている内容

- 多くの団体において、「情報」の提供・収集・共有等に課題ありと認識。
- 市レベルでは「臨時的な対応組織の立ち上げ」に、県レベルでは、「首長・幹部への第一報の連絡」について課題ありと感じている団体が比較的多数。
- 特別区において4割近くの団体で「職員の緊急参集」に課題を認識。

注)その他、「首長、幹部への第一報の連絡」より該当団体数が少なかった項目(選択肢)として、「宿日直者による適切な参集連絡」「市民、NPO、NGOとの連携」「対処措置に係る他の自治体との連携」「対処措置に係る国との連携」「都道府県(市・区)議会対応」等があり。

課題が残ったと認識されている内容



## 実際の危機管理事案への対応・課題の具体例①

### ◆ 宮城県 【宮城県北部連続地震(平成15年7月)】

【概要】平成15年7月26日、宮城県北部を中心として、最大震度6強～6弱の大きな地震が一日に3回観測され、県内に大きな被害。

【課題】市町村からの被害報告を「受ける」体制になっていたことから、被害が大きく通信が途絶した市町村に甚大な被害が生じているとの認識に至るまで時間がかかった。

【対策】勤務時間外に発災した場合に、遠隔地に居住する職員の参集が困難になる事態や、被害が大きい市町村との通信が途絶する事態に備えて、あらかじめ指定された職員を居住地域内の県合同庁舎(災対本部の地方支部)や市町村役場等へ登庁又は派遣する体制を構築し、平成16年4月から運用。

### ◆ 埼玉県 【イラクにおける埼玉県民人質拘束事件(平成16年4月)】

【概要】イラクのバグダッド郊外で武装グループによる日本人拉致事件が発生、うち1名が埼玉県民。「イラクにおける埼玉県民拘束事件対策会議」を設置し、情報収集、政府への要望及び家族の支援などの取組を実施。

【課題】外務省からの情報収集に努めたが、新事実が判明してもこちらから問い合わせをすれば提供されるという状況。常にマスコミからの情報が先行。

【対策】平成18年度に「国際危機事案対処マニュアル」を作成。

## 実際の危機管理事案への対応・課題の具体例②

### ◆ 鹿児島県 【高速船トッピー4海難事故(平成18年4月)】

【概要】鹿児島県西之表市から指宿港に向かっていた高速船トッピー4が、鹿児島湾入口付近で、何か(その後流木と判明)と衝突し、乗員乗客112名全員が負傷。

【課題】事故発生当初から、事故の概要、負傷者の数など現場での情報が錯綜。海上災害における初動時の情報共有や現場での関係機関の連携、マスコミへの対応などの面に課題。

【対策】現場でも応急対策に携わる関係機関の情報の共有・一元化を図り、各機関の緊密な連携のもと円滑な応急活動や被災状況の広報、家族への的確な情報提供を図るため、事故現場に  
応急対策関係機関による「現地連絡調整所」(仮称)の設置を柱とする「相互連携マニュアル」を策定することに(平成18年12月に策定済み)。

### ◆ さいたま市 【ふじみ野市営プール事故を受けた市営プールの安全確保対策 (平成18年8月)】

【概要】ふじみ野市営プールで小学2年生の女児が吸水口に吸い込まれて死亡する事故が発生。ふじみ野市のプール管理受託業者が、さいたま市内の業者であったことから、市における当該業者への管理委託の状況や、指定管理者に対する適正管理の問題など様々な問題に波及。

【課題】他市の事故でもあり、問題が様々な部署に波及することの予測ができず、当初から全庁的な体制を取らず。新たな問題が発生するたびに関係所管部署との調整が必要に。

【対策】危機対策本部や危機警戒本部の設置まで至らない事案についても、全庁的な対応の必要な事案については、危機管理責任者会議を開催し、危機事案情報を共有。

## 最近起こった事件・事故等との関係

**プール事案** …………… 2006年8月11日埼玉県ふじみ野市の市営プールにおいて、女兒が吸水口に吸い込まれて死亡した事故

**エレベーター事案** …… 2006年6月3日東京都港区の共同住宅に設置されているエレベーターの故障による死亡事故

**アスベスト事案** ……… 2005年夏頃、マスコミ報道を端緒に表面化したアスベスト健康被害問題

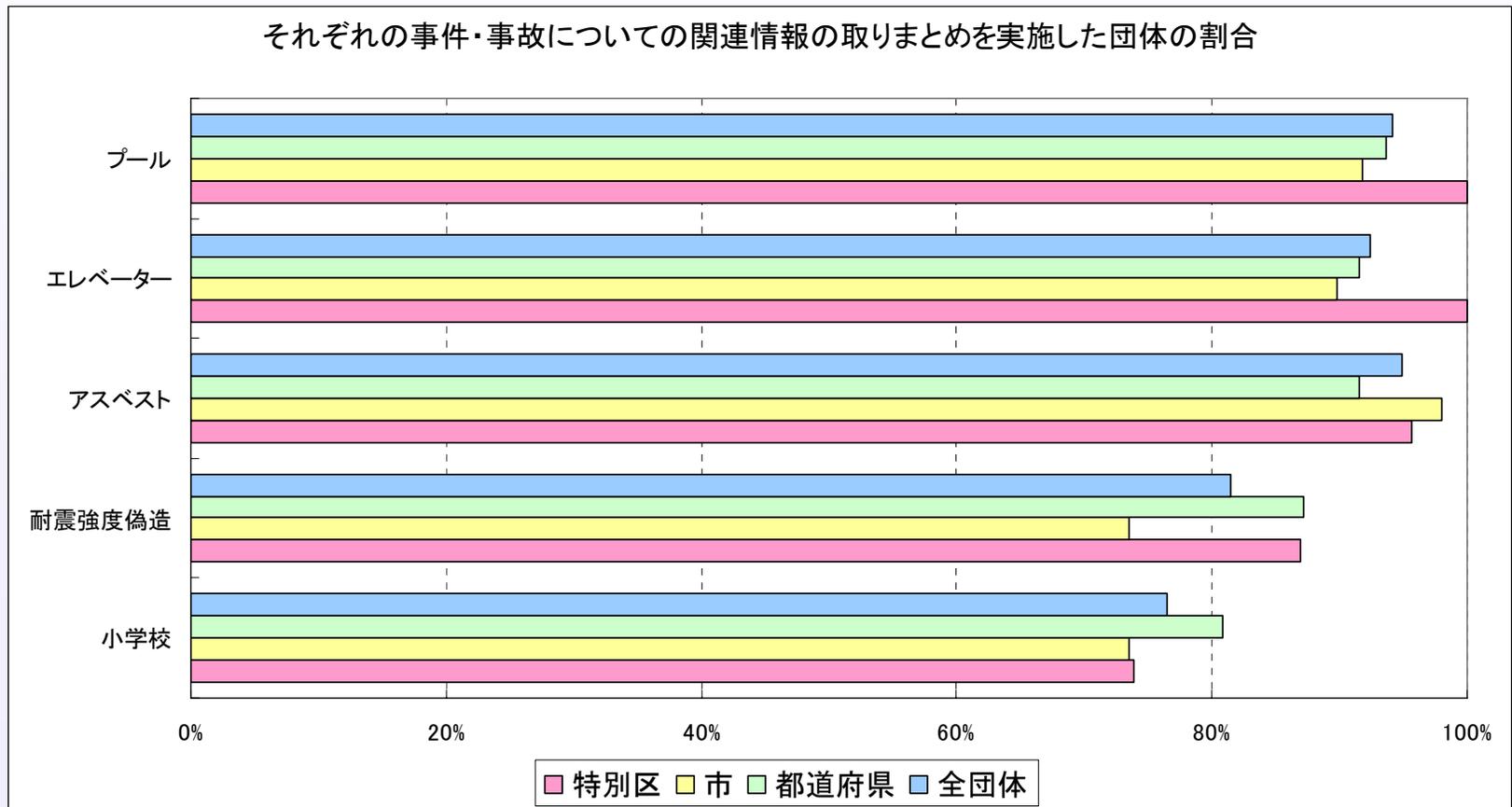
**耐震強度偽造事案** …… 2005年11月17日に国土交通省が千葉県の元一級建築士が構造計算書を偽造していたと発表したことに始まる一連の事件

**小学校事案** …………… 2001年6月8日、大阪府池田市の国立小学校における外部からの侵入者による児童殺傷事件

# 最近起こった事件・事故等との関係 ～関連情報※の取りまとめを実施した団体の割合～

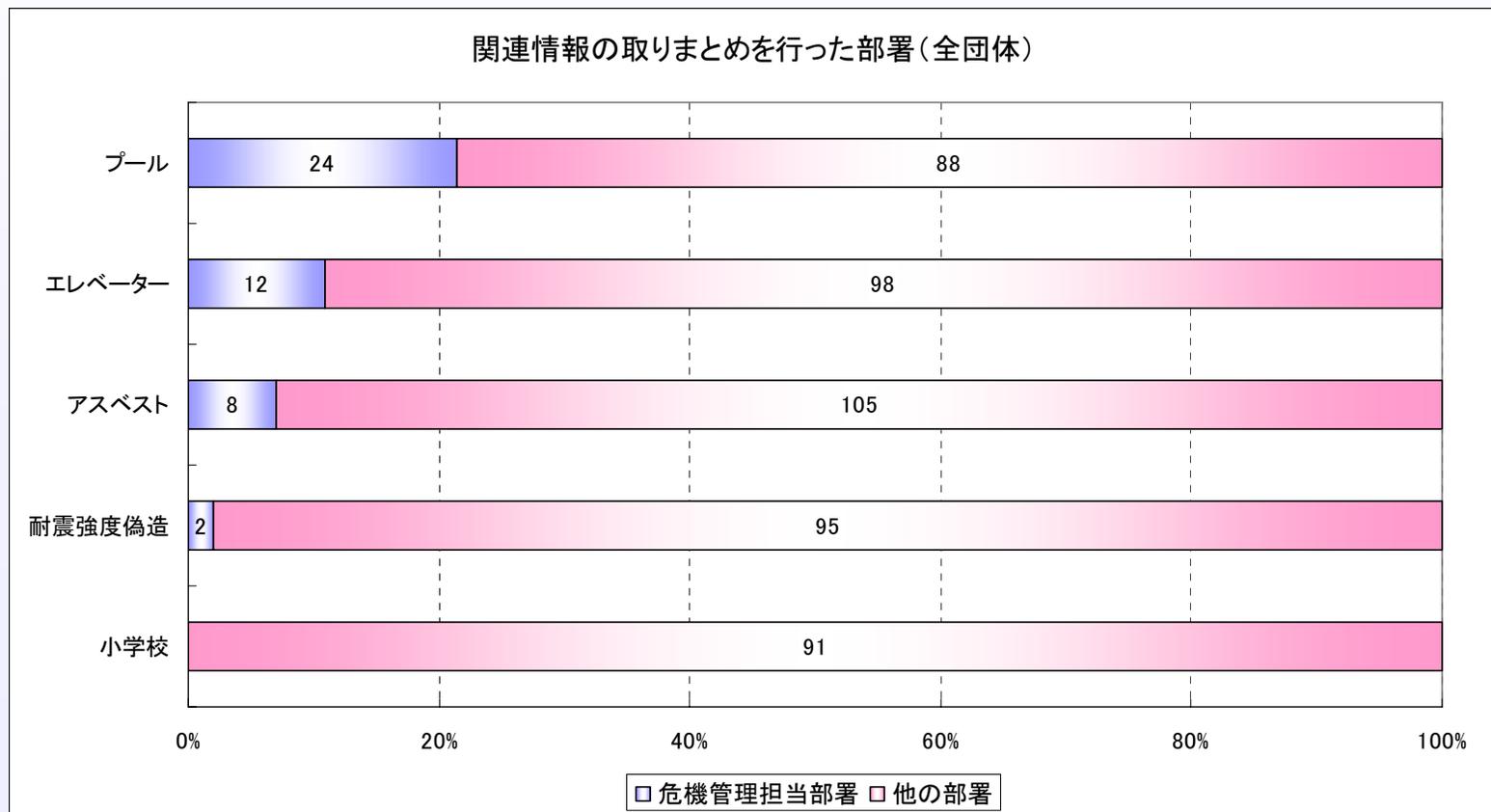
※…関係施設における安全性の状況等

プール事案、エレベーター事案、アスベスト事案に対しては9割以上が自団体内の施設についての関連情報を取りまとめ。



## 最近起こった事件・事故等との関係 ～ 関連情報の取りまとめを行った部署～

- プール事案、エレベーター事案、アスベスト事案に対しては危機管理担当部署がとりまとめを行っている団体も散見。
- 事件・事故等に係る一義的な担当部署が不明確な事案について、危機管理担当部署が自ら事務処理に乗り出したケースがあるものと推測。

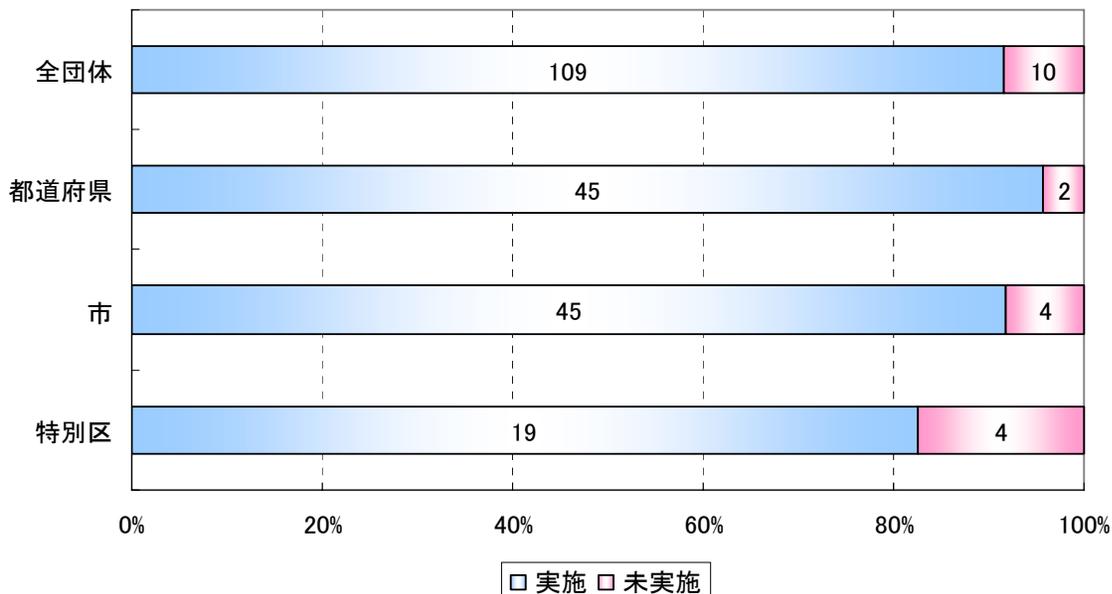


# 人材育成・研修

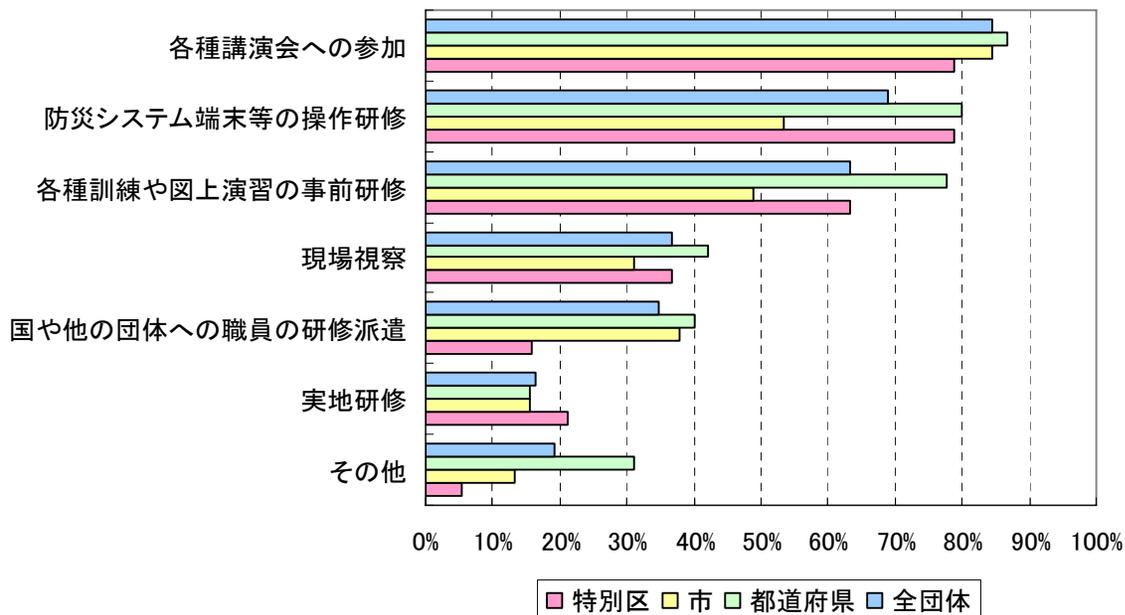
○ほとんどの団体で危機管理担当部署の職員に対する研修を実施。内容は、「講演会への参加」、「防災システム等機器の操作研修」、「各種訓練や図上演習の事前研修」など。

○その他、一部団体は、「国や他団体など外部機関への職員の研修派遣」等も実施。

危機管理担当部署職員に対する研修等の人材育成について



危機管理担当部署職員に対する研修等の人材育成の内容



### ◆ 秋 田 県

- ・危機管理専門員の養成〔若手職員(30代後半～40代前半)を毎年1名以上、国内の危機管理シンクタンクにおいて1年間の実務を研修させた上で、総合防災課に配属。更に訓練等の実践対応を含む専門研修により経験を積んだ後、各部局・地域振興局等において危機管理に関する専門的な業務を実施。現在は4人だが、将来的には20人の配置が目標。〕

### ◆ 埼 玉 県

- ・平成17年から3年間で知事部局全職員(約8,000人)の修了を目指して、「危機管理能力強化研修」を実施中。単なる講習会ではなく、約6時間のカリキュラムに演習や救急救命法の実技を盛り込み。また、県各部局危機管理担当者と市町村危機管理担当課長が合同で研修を受講し、問題意識を共有。

### ◆ 佐 賀 県

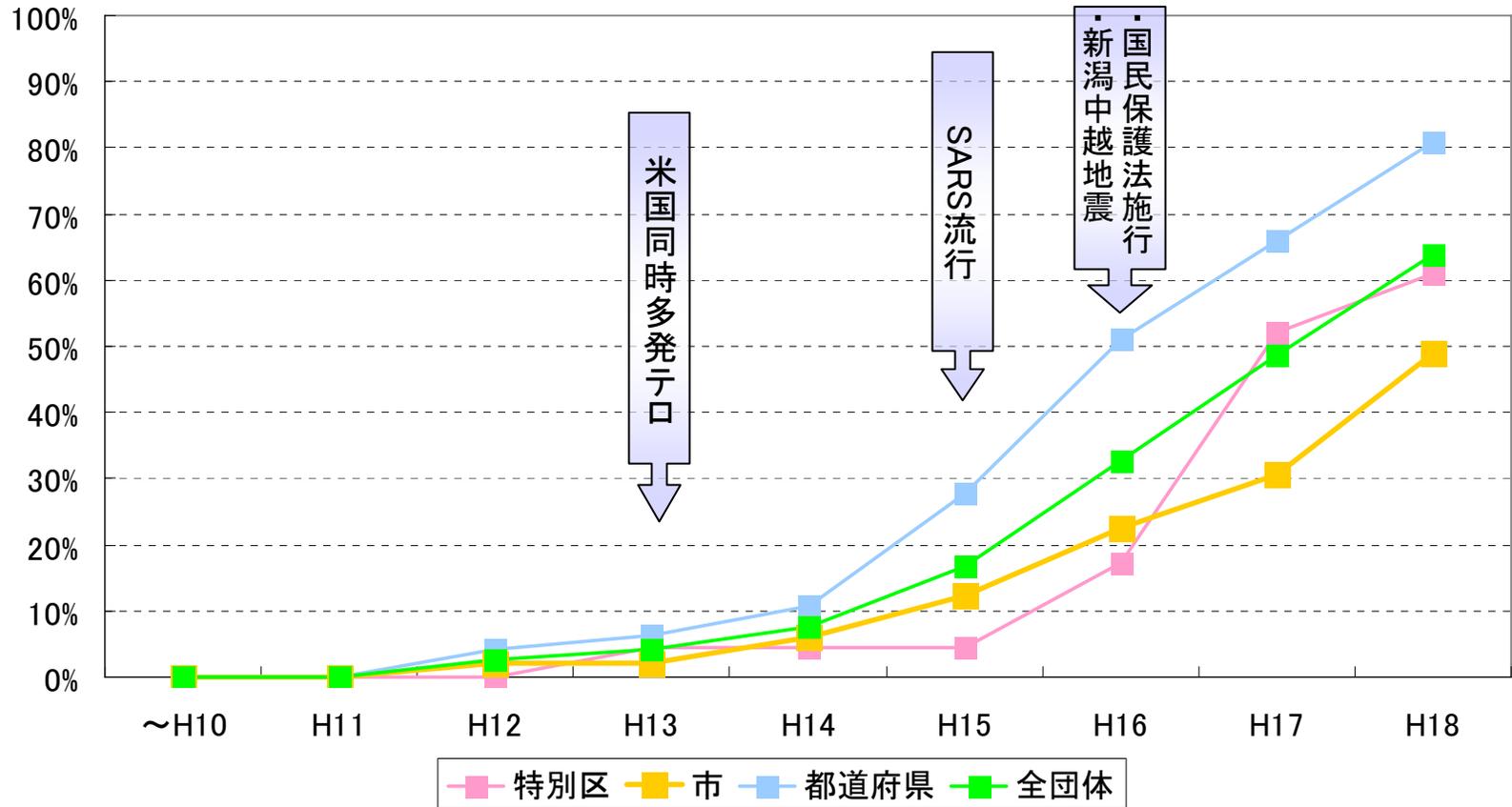
- ・メディアの特性を理解するとともに、模擬記者会見の訓練を実施することにより、危機発生時における情報伝達能力向上を図るために、本庁の課長級以上の職員を対象にクライシスコミュニケーション研修(メディアトレーニング)を実施

# 基本指針※の策定状況

※…危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に対して統一的な組織のあり方や、全庁的な対応方針等を示すもの

- 都道府県の約8割、市の約5割、特別区の約6割が基本指針を策定。
- 平成11年度までは策定団体はなかったが、ここ8年ほどの間で、急速に整備が進捗。

基本指針等策定済みの団体における基本指針の策定状況の時期と割合



### ◆ 三重県

- ・庁内に「危機管理体制検討会」を設置し、県の危機管理体制について抜本的な見直しを行った結果、「知る」「備える」「行動する」を3つのキーワードとして全庁的な危機管理を推進するため、「三重県危機管理計画」を策定し、平成16年4月から実施。
- ・同計画において、災害対策基本法、石油コンビナート等災害防止法、国民保護法に基づく計画の対象とする事案以外のあらゆる危機に対しての初動体制や、全庁的な連絡調整機関、全庁的な対応体制等について明確化。

### ◆ 横浜市

- ・市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、様々な危機への対策を総合的かつ計画的に行うため、「横浜市危機管理指針」を策定し、平成16年4月から実施。
- ・同指針において、危機を自然災害や都市災害などの「災害」、外部からの武力攻撃などの「武力攻撃事態等」、及びテロや感染症、環境汚染などの「事件等の緊急事態」の三つに大別し、災害対策基本法に基づく「横浜市防災計画」、国民保護法に基づき今後策定する予定の「横浜市国民保護計画」、及び指針に基づく「横浜市緊急事態等対処計画」の三つの計画で、これらの危機に対処。

# 全国瞬時警報システム(J-ALERT)について

平成19年3月5日

総務省消防庁 国民保護室

# 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

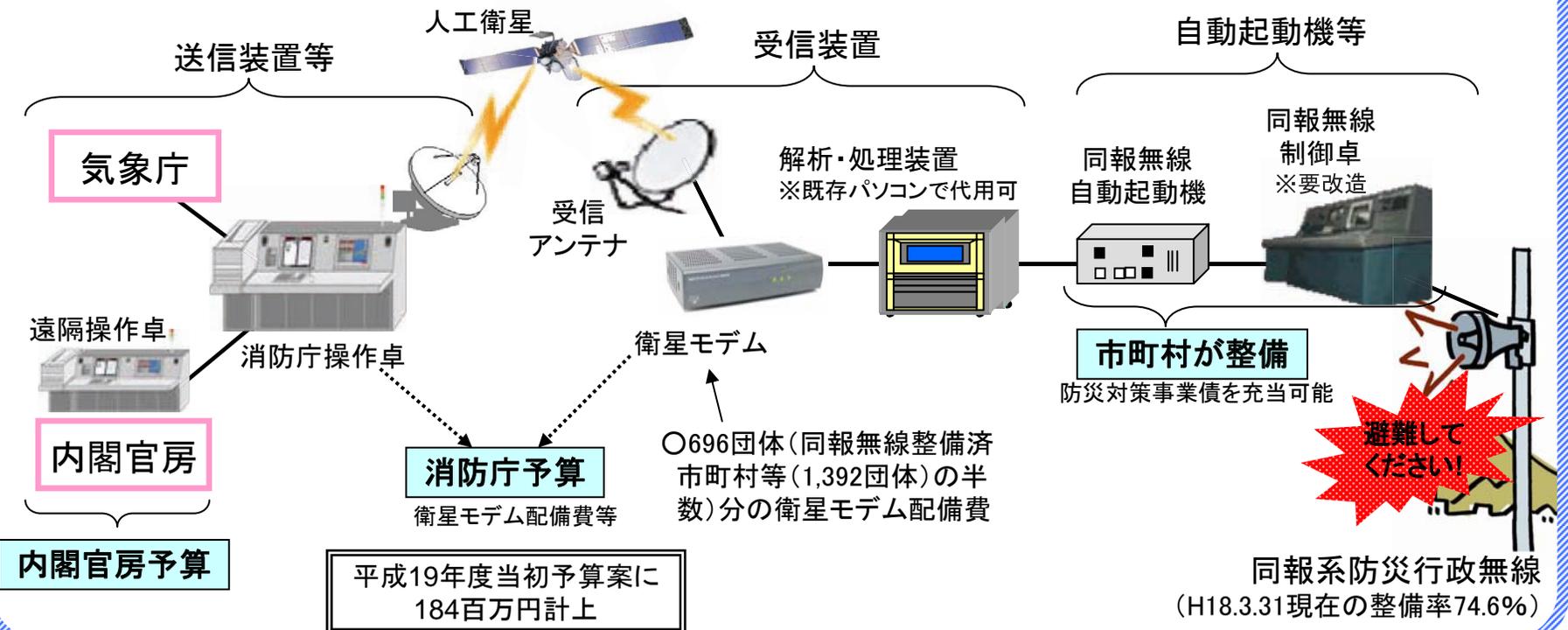
(平成19年度消防庁予算案資料)

## 全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは

- 津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、**住民に緊急情報を瞬時に伝達**。
- 平成17年度に実証実験を行い、システム・機器の標準仕様や国側の送信設備を完成。平成18年度に送受信ソフトの改修を実施。

### 国に設置

### 地方公共団体に設置



# 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による一部の情報の送信開始

- ◆ 平成19年2月9日から、平成17年度に実施した実証実験に協力していただいた諸団体の協力を得て、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」による一部の情報の送信を開始。
- ◆ 同日から、14の都道府県及び市町が情報の受信、同報無線の自動起動を開始。

## 1. 送信の対象となる情報の範囲

### ○ 当面、以下に掲げる気象庁からの情報

- ・ 津波警報(オオツナミ、ツナミの2種類)
- ・ 緊急火山情報
- ・ 津波注意報
- ・ 震度速報
- ・ 気象警報等
- ・ 東海地震予知情報等
- ・ 臨時火山情報等

※左記の情報のうち、どの情報を同報無線を自動起動して住民に伝達するかは市町村が決定。ただし、津波警報、緊急火山情報については、原則として、同報無線を自動起動して住民に伝達

※左記の情報のほか、消防庁及び気象庁は、現在住民等への本格的な提供に向けた準備が進められている「緊急地震速報」について、住民等への情報伝達方法等について課題を抽出するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いたモデル実験の実施を検討中

## 2. 情報の受信等を開始する地方公共団体

### (1) 10都道府県:情報の受信を開始

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、福井県、長野県、静岡県、兵庫県、鳥取県及び福岡県

### (2) 4市町:情報の受信及び同報無線の自動起動を開始

岩手県釜石市、埼玉県日高市、千葉県南房総市及び兵庫県市川町

※この他の地方公共団体も情報の受信等の開始について準備・検討中

# 地方公共団体における国民保護への 取組状況について

平成19年3月5日  
総務省消防庁 国民保護室

# 新潟県等4県の国民保護計画の改正

- 平成19年1月23日の閣議において、4県（新潟県、福井県、島根県、宮崎県）の国民保護計画の変更について「政府としては異議がない」旨を決定。
- 政府としては、各都道府県における国民保護に係る実施体制をさらに充実させていくために、各都道府県に対し、国民保護計画の適切な見直しを引き続き助言。

## 4県の国民保護計画の改正概要

### 【新潟県】

- ・ 県対策本部長の補佐機能・部局間連絡調整機能の強化、応急対策実施部門の再編成

### 【福井県】

- ・ 事業所単位での避難の実施等避難誘導体制の強化
- ・ 被災地における動物の保護等の実施

### 【島根県】

- ・ 我が国周辺地域や他の都道府県で武力攻撃・テロ事案が発生した場合における警戒体制の強化

### 【宮崎県】

- ・ 24時間当直体制の強化
- ・ 全国瞬時警報システムの導入等を通じた市町村の通信の確保

※ その他14団体が軽微な見直しを実施（内閣総理大臣協議の対象外）

# 市町村における国民保護に係る進捗状況

平成19年2月10日現在

## ○市町村国民保護協議会の設置に係る条例の制定状況

市町村	制定済み市町村	制定率
1835	1822	99.3%

※市町村数には、特別区を含む。

## ○市町村国民保護協議会の開催状況

制定済み市町村	開催済み市町村	開催率
1822	1554	85.3%

## ○市町村国民保護計画の作成状況

	作成済み市町村	都道府県知事協議中の市町村	都道府県との事前相談	合計
	390	284	966	1640
全体(1835団体)に占める割合	21.3%	15.5%	52.6%	89.4%

※「都道府県知事協議」とは、国民保護法第35条第5項に定める、市町村国民保護計画の作成に関わる都道府県知事の協議をいう。

※「都道府県との事前相談」とは、市町村国民保護計画の素案が作成された後、都道府県知事との正式な協議前に、都道府県と市町村の間で行われる確認・調整等のための相談をいう。

## ○市町村国民保護計画の都道府県知事協議の完了予定時期

	平成18年度中	未定	作成を要しない市町村
	1782	47	6
全体(1835団体)に占める割合	97.1%	2.6%	0.3%

※「平成18年度中」には、作成済み市町村(390団体)を含む。

※「作成を要しない市町村」とは、平成18年度中に編入合併を予定しており、編入先の市町村において計画を作成するため、個別に作成する必要のない市町村をいう。(編入先市町村の計画は、全て平成18年度中に都道府県知事協議を完了する予定。)

総務省消防庁国民保護室 調査(平成19年2月)

# 国民保護計画作成済み市町村

(平成19年2月10日現在)

	市町村数	作成済み市町村					市町村名
		合計	内訳				
			市	区	町	村	
北海道	180	38	15	0	22	1	札幌市、江別市、北広島市、石狩市、夕張市、赤平氏、三笠市、滝川市、歌志内市、深川市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、八雲町、厚沢部町、奥尻町、蘭越町、倶知安町、仁木町、余市町、新十津川町、幌加内町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、小平町、豊富町、遠軽町、上湧別町、滝上町、興部町、白老町、士幌町、中標津町、羅臼町、留寿都村
青森県	40	2	0	0	2	0	東北町、平内町
岩手県	35	10	5	0	3	2	北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、岩手町、大槌町、軽米町、滝沢村、九戸村
宮城県	36	0	0	0	0	0	なし
秋田県	25	3	2	0	1	0	秋田市、能代市、羽後町
山形県	35	27	12	0	12	3	山形市、上山市、天童市、寒河江市、東根市、尾花沢市、新庄市、米沢市、南陽市、長井市、鶴岡市、酒田市、河北町、西川町、大江町、大石田町、金山町、最上町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
福島県	60	1	1	0	0	0	郡山市
茨城県	44	16	10	0	4	2	日立市、土浦市、古河市、常陸太田市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、茨城町、大洗町、大子町、阿見町、東海村、美浦村
栃木県	33	17	7	0	10	0	宇都宮市、足利市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、上三川町、西方町、茂木町、壬生町、野木町、藤岡町、岩舟町、都賀町、那須町、那賀町
群馬県	38	1	1	0	0	0	前橋市
埼玉県	71	40	25	0	15	0	さいたま市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、東松山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、鳩ヶ谷市、新座市、桶川市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、嵐山町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、騎西町、大利根町、白岡町、杉戸町、松伏町
千葉県	56	16	13	0	3	0	千葉市、市川市、船橋市、館山市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、鴨川市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、いすみ市、長南町、御宿町、鋸南町
東京都	62	5	1	4	0	0	府中市、墨田区、中野区、足立区、荒川区
神奈川県	35	9	6	0	3	0	横浜市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、綾瀬市、箱根町、湯河原町、愛川町
新潟県	35	7	4	0	1	2	新潟市、見附市、五泉市、胎内市、田上町、神林村、粟島浦村
富山県	15	0	0	0	0	0	なし

	市町村数	作成済み市町村					市町村名
		合計	内訳				
			市	区	町	村	
石川県	19	5	4	0	1	0	小松市、輪島市、加賀市、白山市、宝達志水町
福井県	17	0	0	0	0	0	なし
山梨県	28	6	3	0	1	2	甲州市、富士吉田市、大月市、鵜沢町、山中湖村、小菅村
長野県	81	2	2	0	0	0	駒ヶ根市、佐久市
岐阜県	42	4	3	0	1	0	岐阜市、瑞穂市、飛騨市、神戸町
静岡県	42	6	4	0	2	0	沼津市、三島市、富士市、富士宮市、芝川町、吉田町
愛知県	63	7	5	0	2	0	豊川市、東海市、知多市、岩倉市、田原市、武豊町、吉良町
三重県	29	4	2	0	2	0	松阪市、伊賀市、川越町、明和町
滋賀県	26	1	1	0	0	0	草津市
京都府	28	8	6	0	2	0	京都市、綾部市、宇治市、向日市、長岡京市、京田辺市、大山崎町、久御山町
大阪府	43	31	24	0	6	1	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、交野市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	41	0	0	0	0	0	なし
奈良県	39	21	10	0	5	6	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、斑鳩町、川西町、三宅町、大淀町、曾爾村、黒滝村、野迫川村、下北山村、上北山村、東吉野村
和歌山県	30	9	5	0	4	0	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、新宮市、白浜町、那智勝浦町、古座川町、串本町
鳥取県	19	10	2	0	8	0	境港市、米子市、三朝町、日野町、智頭町、日南町、北栄町、琴浦町、湯梨浜町、八頭町
島根県	21	4	2	0	2	0	出雲市、益田市、美郷町、隠岐の島町
岡山県	27	3	2	0	1	0	岡山市、倉敷市、矢掛町
広島県	23	5	4	0	1	0	呉市、三原市、尾道市、江田島市、海田町
山口県	22	14	10	0	4	0	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、平生町

	市町村数	作成済み市町村					市町村名
		合計	内訳				
			市	区	町	村	
徳島県	24	2	2	0	0	0	吉野川市、美馬市
香川県	17	1	0	0	1	0	多度津町
愛媛県	20	3	2	0	1	0	松山市、西条市、愛南町
高知県	35	2	2	0	0	0	室戸市、四万十市
福岡県	66	25	13	0	12	0	<u>福岡市</u> 、 <u>北九州市</u> 、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、うきは市、宮若市、篠栗町、新宮町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、小竹町、桂川町、二丈町、志摩町、大刀洗町、苅田町
佐賀県	23	1	0	0	1	0	東与野町
長崎県	23	4	2	0	2	0	佐世保市、平戸市、川棚町、小値賀町
熊本県	48	7	3	0	4	0	八代市、人吉市、荒尾市、大津町、嘉島町、芦北町、湯前町
大分県	18	8	6	0	2	0	別府市、中津市、豊後高田市、佐伯市、杵築市、臼杵市、日出町、九重町
宮崎県	31	0	0	0	0	0	なし
鹿児島県	49	5	1	0	3	1	阿久根市、錦江町、中種子町、喜界町、十島村
沖縄県	41	0	0	0	0	0	なし
計	1835	390	222	4	144	20	

※下線は、政令指定都市